

令和6年度

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

I 調査の趣旨

児童生徒の問題行動や不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとするとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

さらに、本調査結果を踏まえ、教育委員会をはじめとする学校設置者、私立学校主管部局等における問題行動等への取組や、不登校児童生徒への支援等の一層の充実に資するもの。

II 調査対象期間 令和6年度間

III 調査項目(調査対象)

- | | |
|--------------------|------------------------------------|
| 1 暴力行為 | 国公立小・中・高等学校 |
| 2 いじめ | 国公立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会 |
| 3 出席停止 | 市町村教育委員会 |
| 4 小・中学校の長期欠席(不登校等) | 国公立小・中学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会 |
| 5 高等学校の長期欠席(不登校等) | 国公立高等学校 |
| 6 高等学校中途退学等 | 国公立高等学校 |
| 7 自殺 | 国公立小・中・高等学校 |
| 8 教育相談 | 都道府県・市町村教育委員会 |



【調査結果のポイント】

1 いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は769,022件(前年度732,568件)であり、前年度から36,454件(5.0%)増加し、過去最多となった。児童生徒1,000人当たりの認知件数は61.3件(前年度57.9件)であった。認知件数は、令和2年度に一旦減少したが、その後4年連続増加した。
- 増加の背景として、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、一人一台端末を活用した心の健康観察の導入、アンケートや教育相談の充実等による児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだこと等が考えられる。
- 年度末時点で解消していたいじめは585,349件(前年度567,710件)であり、解消率は76.1%(前年度77.5%)と、前年度に比べてやや低下した。初期段階にいじめを認知し早期対応を行ったことや、学校いじめ対策組織等による組織的な対応を行った結果、いじめが一定数解消できていると考えられる一方、SNS上のいじめなどの見えづらく解消が確認しにくい事案や、1月以降に発生したため解消の定義の「3か月」を経過しない事案の増加、安易にいじめを解消したとせず丁寧に取り組む傾向等があると考えられる。

(重大事態)

- いじめの重大事態の発生件数は1,405件(前年度1,306件)であり、前年度から99件(7.6%)増加し、過去最多となったものの、増加率は前年度と比べて低下した(R5:42.1%→R6:7.6%)。増加の背景として、いじめ防止対策推進法の理解が進んだことや、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂による重大事態の積極的な認定、保護者の意向を尊重した対応がなされるようになったことが考えられる。一方、学校としていじめの兆候を見逃してしまうなどの早期発見・早期対応への課題や、個々の教員が一人で抱え込んでしまうなどの組織的な対応への課題があったことも考えられる。なお、重大事態のうち、490件(34.9%)(前年度490件(37.5%))は、重大事態として把握する以前にはいじめとして認知されていなかった。

2 暴力行為

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は128,859件(前年度108,987件)であり、前年度から19,872件(18.2%)増加し、過去最多となった。児童生徒1,000人当たりの発生件数は10.4件(前年度8.7件)であった。発生件数は令和2年度に一旦減少したが、その後4年連続増加した。
- 増加の背景として、いじめの認知に伴うものや児童生徒に対する見取りの精緻化によって把握が増えたことが考えられる。併せて、一度暴力行為を行った児童生徒へのアセスメントに基づく対応への課題等があったことも考えられる。

3 長期欠席

- 小・中学校における長期欠席者数は506,970人(前年度493,440人)、高等学校における長期欠席者数は103,608人(前年度104,814人)であった。
- 「病気」により30日以上登校しなかった児童生徒数は、小学校61,114人(前年度57,905人)、中学校48,321人(前年度47,933人)、高等学校は26,488人(前年度26,268人)と前年度と比べて増加した。増加の背景として、微熱や咳などの軽微な症状が出た際、大事をとって欠席する児童生徒が一定の割合で存在していること等が考えられる。

(長期欠席のうち小・中学校における不登校)

- 不登校児童生徒数は、小学校137,704人(前年度130,370人)、中学校216,266人(前年度216,112人)、小・中学校全体で353,970人(前年度346,482人)と過去最多となったものの、増加率は、小学校5.6%(前年度24.0%)、中学校0.1%(前年度11.4%)、小・中学校全体で2.2%(前年度15.9%)であり、いずれも前年度と比較して低下し、特に中学校の増加率は小さかった。また、学年別に見ると、小学校1年生、中学校2年生における不登校児童生徒数は前年度から減少した。
- 不登校児童生徒のうち、新規不登校児童生徒(前回調査では不登校に計上されていなかった者)数は、小学校70,419人(前年度74,447人)、中学校83,409人(前年度90,853人)であり、小・中学校ともに減少した。また、不登校継続率(前回調査で不登校に計上された者のうち、今回調査でも不登校に計上された者の割合)は、小学校71.7%(前年度75.2%)、中学校が77.1%(前年度80.7%)であり、小・中学校ともに低下した。これらにより、不登校児童生徒数全体の増加率は前年度より低下したものの、不登校児童生徒数が減少する水準には至っていない。

- 不登校児童生徒数が増加した背景として、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透や、コロナ禍以降の保護者や児童生徒の登校に対する意識の変化、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導・必要な支援や、生活リズムの不調等を抱える児童生徒に対する指導・支援に係る課題があったこと等が考えられる。
- 不登校児童生徒数の増加率が低下した背景として、チーム学校による丁寧なアセスメントや個々の児童生徒に応じた学習支援の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を有する人材の活用、校内外の教育支援センターの設置をはじめとした多様な学びの場や保護者への相談支援や情報提供の充実、一人一台端末を活用した心の健康観察による早期把握等が考えられる。
- 不登校児童生徒について把握した事実は、小・中学校においては、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」(30.1%)が最も多く、続いて「生活リズムの不調に関する相談があった。」(25.0%)、「不安・抑うつ」の相談があった。」(24.3%)、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。」(15.6%)の順で多かった。
- 不登校児童生徒の61.7%(前年度61.2%)に当たる218,246人(前年度212,114人)の児童生徒が、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていた。また、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒135,724人(前年度134,368人)のうち、担任等から週1回程度以上の継続的な相談・指導等を受けていた児童生徒数は120,759人(前年度119,699人)であった。このことから、不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けていた児童生徒数は339,005人(前年度331,813人)であり、その割合は95.8%(前年度95.8%)であった。
- 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は、42,978人(前年度38,632人)、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数は13,261人(前年度10,467人)であった。また、令和6年度から新たに、不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価の状況について調査したところ、自宅や学校外の機関等での学習の成果を指導要録に反映した児童生徒数は81,467人であった。

(長期欠席のうち高等学校における不登校)

- 高等学校における不登校生徒数は67,782人(前年度68,770人)であり、前年度から988人減少した。うち、新規不登校生徒数は48,869人(前年度50,868人)であり、前年度から1,999人減少した。
- 減少の背景として、チーム学校による丁寧なアセスメントや個々の生徒に応じた学習支援の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を有する人材の活用、保護者への相談支援や情報提供の充実等が考えられる。

- 不登校生徒について把握した事実は、高等学校においては、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」(26.9%)が最も多く、続いて「生活リズムの不調に関する相談があった。」(26.2%)、「不安・抑うつ」の相談があった。」(16.0%)、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。」(12.8%)の順で多かった。

4 中途退学

- 高等学校における中途退学者数は44,571人(前年度46,238人)、中途退学率は1.4%(前年度1.5%)であり、いずれも前年度と比べて減少した。
- 中途退学の主な理由は、進路変更によるものが最も多く、18,505人(前年度19,087人)であり、その割合は41.5%(前年度41.3%)であった。

5 自殺

- 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は413人(前年度397人)であり、極めて憂慮すべき状況である。
- 基本調査は全件で実施された一方、詳細調査の実施は23件(5.6%)であり、実施を今後予定している件数は6件(1.5%)、実施を検討している件数は7件(1.7%)であった。

※調査結果のポイントにおける各項目の増減の要因については、都道府県教育委員会、市町村教育委員会からのアンケート調査や聞き取り等を踏まえたもの。

【文部科学省の対策】

調査結果からは、不登校児童生徒数の増加率の低下等、一部傾向の変化がみられる一方、いじめの重大事態や暴力行為の発生日数、小・中学校の不登校児童生徒数が過去最多となる等、子供たちが様々な悩みを抱えていたり、困難な状況に置かれていたりすることが引き続くうかがえる。

不安や悩みを相談できず、一人で抱え込んでいる子供たちがいる可能性を考慮し、引き続き周囲の大人が子供たちのSOSの早期発見に努めつつ、組織的対応を行い、外部の関係機関等と連携して対応していくことが重要である。

これらを踏まえ、下記の取組を実施する。

- ① いじめ対策については、いじめ防止対策推進法等に基づき、積極的認知や組織的対応の徹底、いじめ重大事態への適切な対応を推進するとともに、未然防止、早期対応を進める。

具体的には、令和8年度概算要求において、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の充実、多職種の専門家によるいじめ対応伴走支援チーム（仮称）の教育委員会への設置、いじめ未然防止教育のモデル構築推進等のために必要な経費を計上しており、いじめの未然防止から再発防止に至るまで、総合的な取組を推進していく。

併せて、令和6年8月に改訂した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の周知・徹底を通じて、教育委員会や学校における円滑かつ適切な重大事態の調査の実施及び被害児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促すほか、1人1台端末の活用等による心の健康観察、教育相談の実施等を通じ、いじめの早期発見・早期対応を推進する。

加えて、こども家庭庁とも連携しつつ、関係省庁を構成員とする「いじめ防止対策に関する関係省庁連絡会議」、有識者による「いじめ防止対策協議会」等を通じて、取組の検証・いじめ防止対策の強化を図る。また、現在、こども家庭庁及び文部科学省において、重大事態調査報告書を活用し、いじめの重大化要因等の分析を行っており、今後、この分析結果を踏まえ、いじめの重大化予防を促していく。なお、こども家庭庁では、令和8年度概算要求において、いじめなど学校関係の多様な悩みや課題に対応するため、地域における関係機関のネットワーク構築を図り、こども・保護者を支援する体制整備や、首長部局におけるいじめ解消のモデル事例の普及に向けた取組等の推進に必要な経費を計上しており、こども家庭庁をはじめとする関係省庁とも連携し、社会総がかりでのいじめ防止対策を進めていく。

- ② 暴力行為の対策については、前兆行動の早期発見を含めた暴力行為の未然防止を進めるとともに、暴力行為が発生した場合の早期対応を推進する。

具体的には、暴力行為を許容しない学校・学級作りや、外部の講師を招いた暴力や非行をテーマにした授業等による未然防止教育を進めるとともに、暴力行為の前兆行動となる粗暴な言動や暴力を伴わないいじめ等を発見し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、チームで対応すること等により、暴力行為の未然防止を推進する。

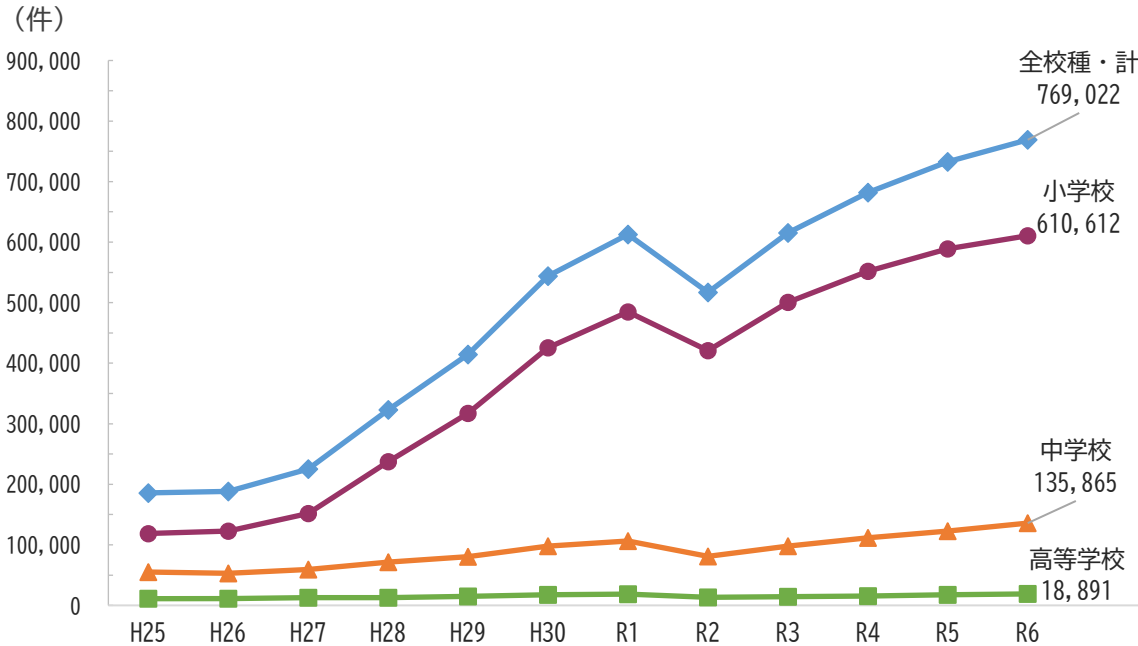
さらに、暴力行為が実際に発生した場合は、教育委員会の適切なサポートの下、同じ児童生徒が再度暴力行為を実施しないように、関係機関等と連携しながら、なぜ暴力行為に及んでしまったのかを多角的にアセスメントした上で、早期に児童生徒への指導・支援を実施するとともに、暴力行為を繰り返す児童生徒に対しては、出席停止制度の措置をとることをためらわずに検討し、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報する等、毅然とした対応をとることを進めていく。

【文部科学省の対策】

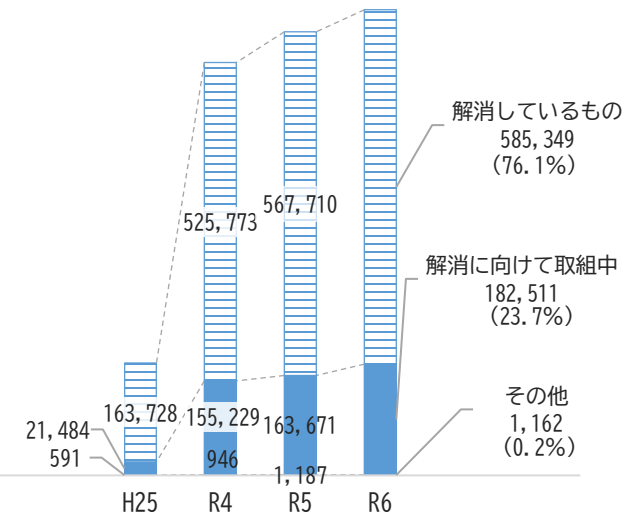
- ③ 不登校対策については、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」等を踏まえ、不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、「チーム学校」での支援、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりを推進する。
- 具体的には、令和8年度概算要求において、「学びの多様化学校」の更なる設置を促すための設置前の準備支援及び設置後の運営支援や、「校内教育支援センター」の更なる設置を促すための校内教育支援センター支援員の配置に係る支援、市区町村等におけるアウトリーチ支援体制や保護者の会等との連携も含めた保護者支援体制の強化や民間団体や関係機関等と連携した協議会設置の支援等による「教育支援センター」の機能強化の推進、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の充実等を図るために必要な経費を計上するとともに、「COCOLOプラン」に示した内容について効果的な取組を収集し、周知していく。
- さらに、全日制・定時制高校において不登校傾向にある生徒が学びを継続できるようオンライン等を活用した効果的な学習の在り方に関する調査研究を実施するとともに、定時制・通信制高校において社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるよう卒業後の進路を見据えた支援や個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す調査研究を実施する。
- こうした取組に加えて、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに向けて、1人1台端末等も活用しつつ、心身の不調の早期の把握等を進めていく。
- なお、こども家庭庁では、令和8年度概算要求において、こどもの育ちの観点から、地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援モデルを創出するために必要な経費等を計上しており、こども家庭庁をはじめとする関係省庁とも連携し、不登校対策を進めていく。
- ④ 自殺対策については、児童生徒の自殺者数がこの数年高止まりの危機的な状況であること、こどもに係る自殺対策が社会全体で取り組むことを基本として行なわなければならないこと等を基本理念に明記した改正自殺対策基本法が成立したこと等を踏まえ、文部科学省においては、今後、学校が医療機関等と連携し、自殺のリスクを抱えた児童生徒への対応を組織的かつ速やかに実施するためのガイドラインを作成する。また、令和8年度概算要求において、当該ガイドライン等の内容を踏まえた自殺のリスクを抱えた児童生徒への早期対応に係る留意点について示す教職員向け研修動画の作成や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実等に要する経費を計上しており、併せて、今後、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂とその内容についての周知・徹底を進めるとともに、1人1台端末の活用等による心の健康観察等によるSOSの早期発見に引き続き努め、児童生徒の自殺の未然防止に取り組む。
- なお、こども家庭庁では、令和8年度概算要求において、改正自殺対策基本法に基づき地方公共団体が設置可能となった法定協議会について、円滑な立ち上げや効果的な運営等のモデルを構築するための事業等に必要な経費を計上しており、こども家庭庁とも連携しつつ、関係省庁を構成員とする関係省庁連絡会議等を通じて、こどもの自殺対策に関する総合的な施策を推進する。

いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



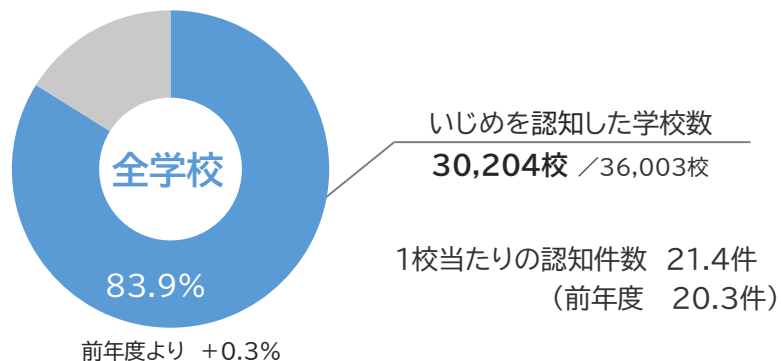
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1	588,930 96.5	610,612 101.9
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3	122,703 38.1	135,865 42.6
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9	17,611 5.5	18,891 5.9
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7	3,324 22.3	3,654 23.8
計	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3	732,568 57.9	769,022 61.3

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数。

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は769,022件(前年度732,568件)であり、前年度に比べ36,454件(5.0%)増加した。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は61.3件(前年度57.9件)であった。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは585,349件(76.1%)であった。(前年度567,710件(77.5%))

いじめの状況について

いじめを認知した学校の割合

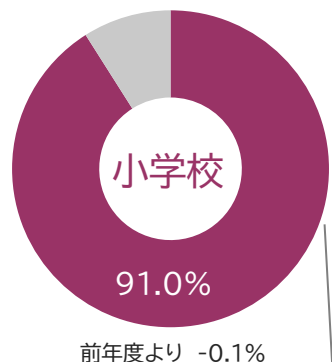


「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」(平成27年12月22日付け児童生徒課長通知)にて、下記のとおり通知しており、各学校においていじめの認知への取組が行われている。

【通知より抜粋】

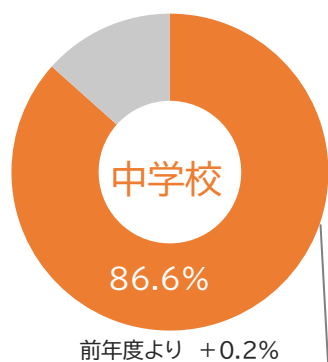
いじめを認知していない学校…(略)…にあつては真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。特に、…いじめの認知件数が零であった学校においては、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認すること。

学校種別の状況



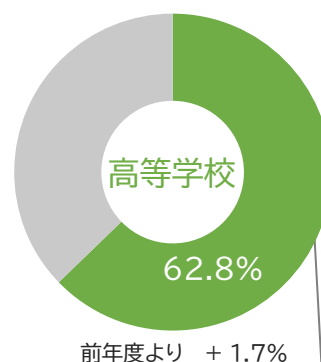
いじめを認知した学校数
17,347校 / 19,060校

1校当たりの認知件数 32.0 件
(前年度 30.7 件)



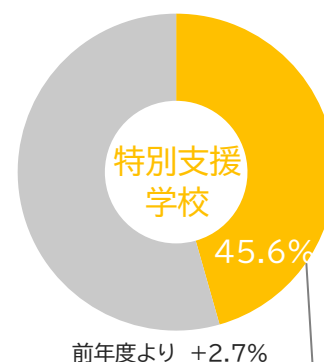
いじめを認知した学校数
8,816 校 / 10,179校

1校当たりの認知件数 13.3 件
(前年度 12.0 件)



いじめを認知した学校数
3,499校 / 5,575校

1校当たりの認知件数 3.4 件
(前年度 3.2 件)



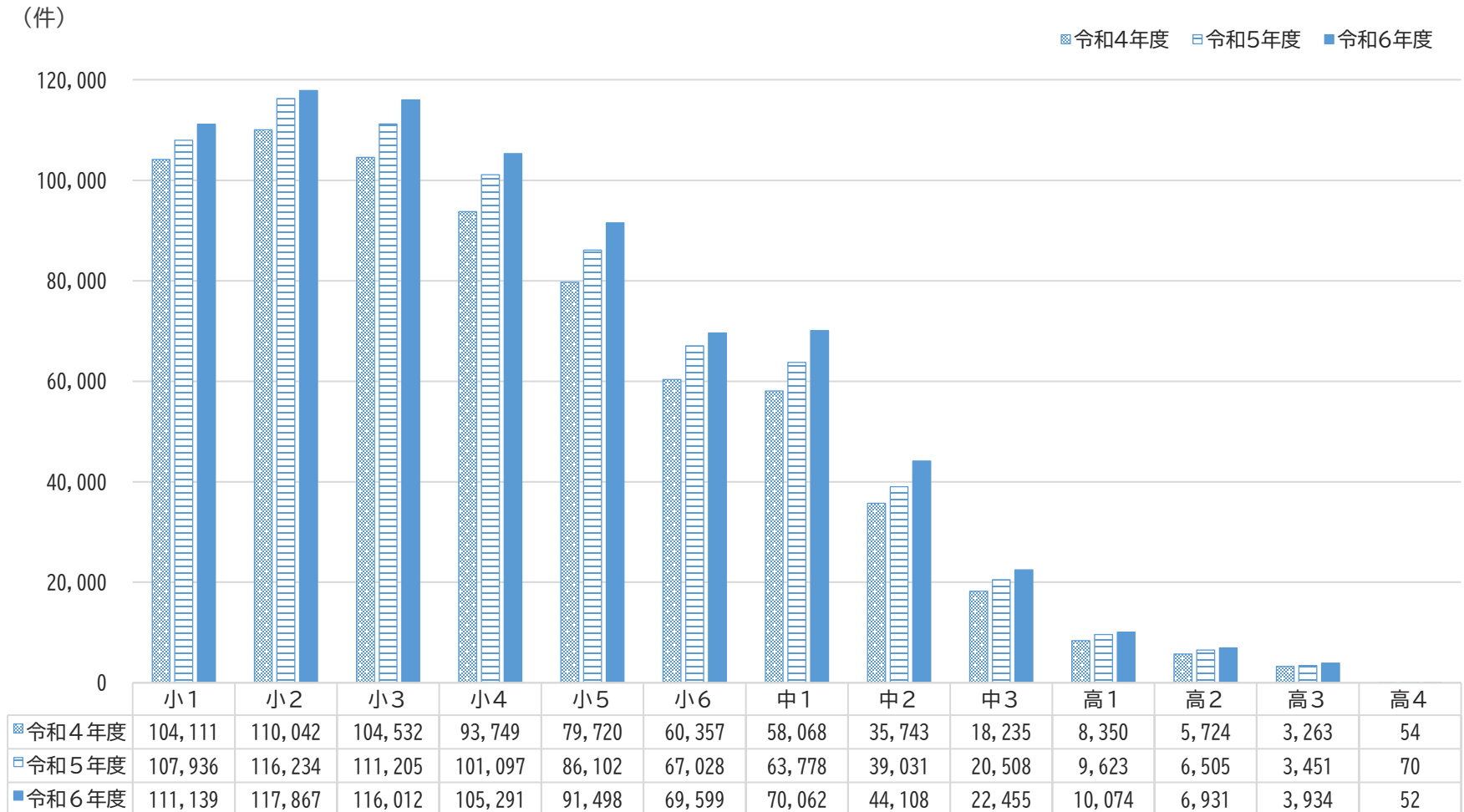
いじめを認知した学校数
542 校 / 1,189校

1校当たりの認知件数 3.1 件
(前年度 2.8 件)

いじめの状況について

- 学年別いじめの認知件数は、小1～高3までの各学年で前年度と比べて増加した。

■ 学年別 いじめの認知件数



※ 各学年の認知件数には、特別支援学校小学部・中学部・高等部の認知件数を含む。

いじめの解消状況について

いじめの解消状況

※ 年度末現在の状況

いじめの防止等のための基本的な方針

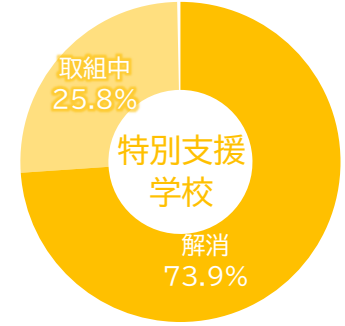
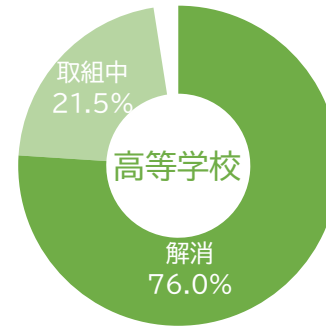
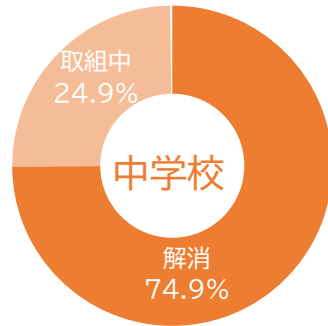
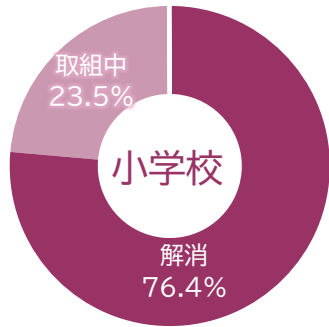
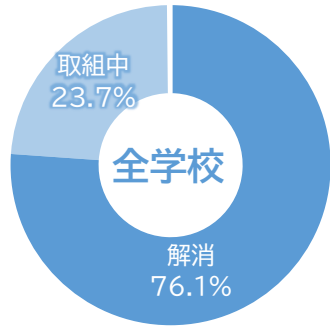
「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

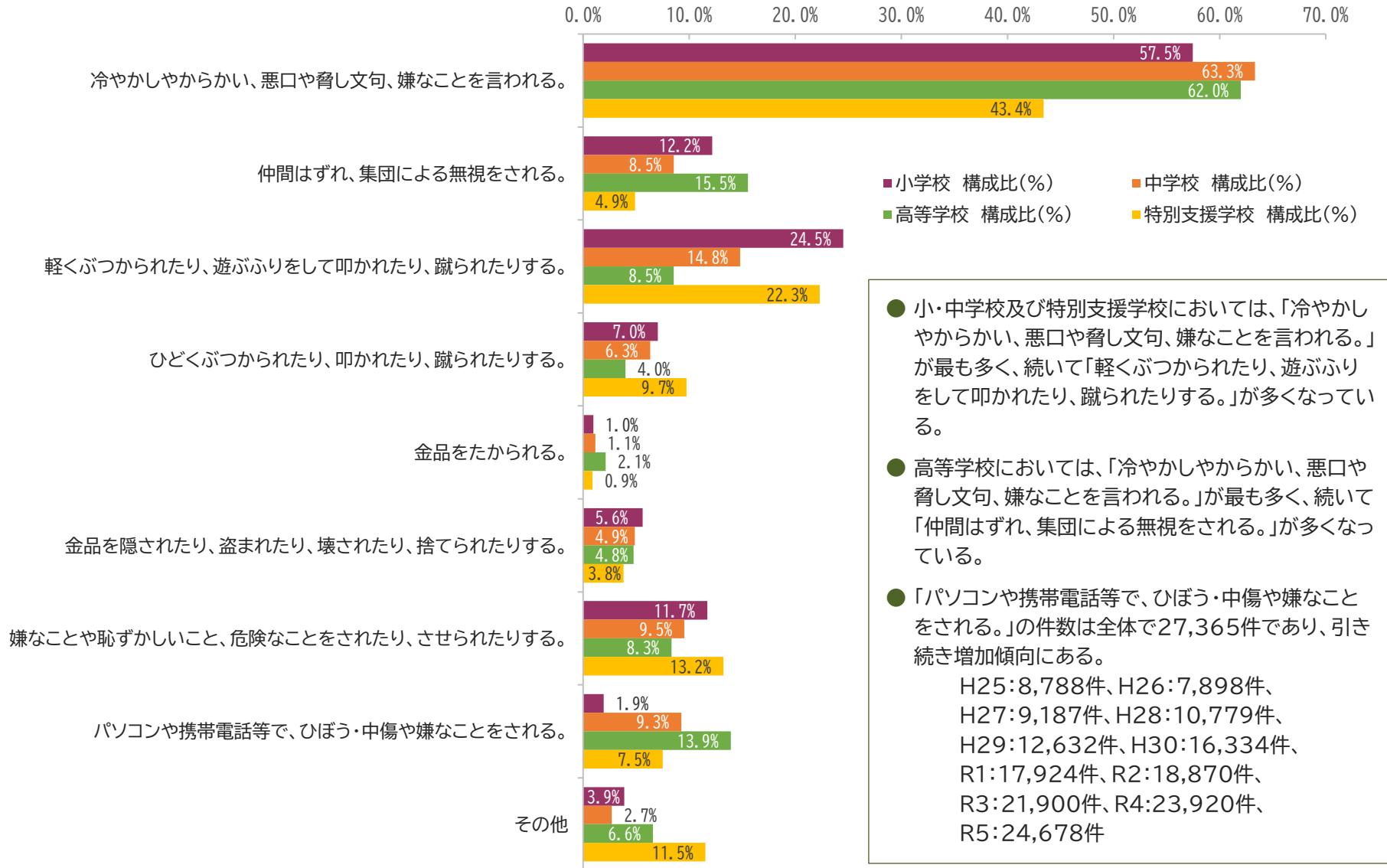


	合計		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校	
解消しているもの (日常的に観察継続中)	585,349 件	76.1%	466,509 件	76.4%	101,777 件	74.9%	14,362 件	76.0%	2,701 件	73.9%
解消に向けて取組中	182,511 件	23.7%	143,690 件	23.5%	33,819 件	24.9%	4,061 件	21.5%	941 件	25.8%
認知から3か月以上経過	60,932 件	7.9%	44,171 件	7.2%	14,009 件	10.3%	2,266 件	12.0%	486 件	13.3%
認知から3か月経過していない	121,579 件	15.8%	99,519 件	16.3%	19,810 件	14.6%	1,795 件	9.5%	455 件	12.5%
その他	1,162 件	0.2%	413 件	0.1%	269 件	0.2%	468 件	2.5%	12 件	0.3%
計	769,022 件		610,612 件		135,865 件		18,891 件		3,654 件	

いじめの態様別状況について

いじめの態様別状況

(複数回答可)

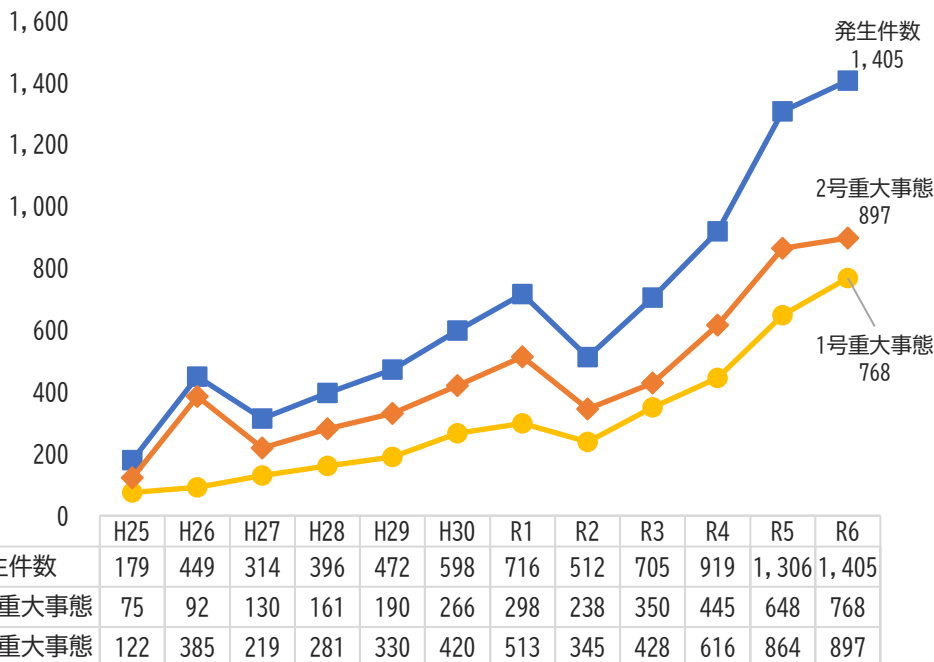


いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、1,405件(前年度1,306件)であり過去最多となったものの、前年度からの増加率は7.6%(前年度42.1%)となり、前年度から低下した。
- うち、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定するものは768件(前年度648件)、同項第2号に規定するものは897件(前年度864件)であった。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数の推移

(件)



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	537	466	239	13	1,255
重大事態発生件数(件)	586	543	263	13	1,405
うち、第1号	296	297	167	8	768
生命	17	46	31	1	95
身体	51	62	22	3	138
精神	198	173	104	4	479
金品等	30	16	10	0	56
うち、第2号	415	322	150	10	897

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、

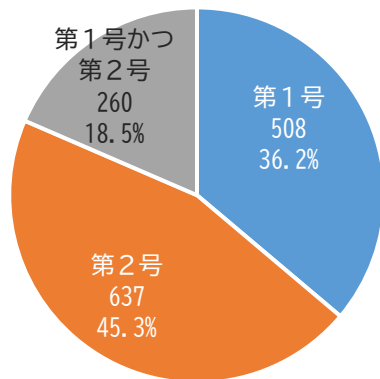
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

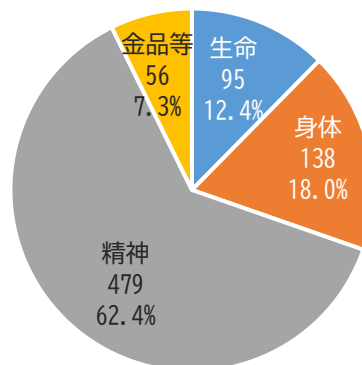
である。

いじめの重大事態について

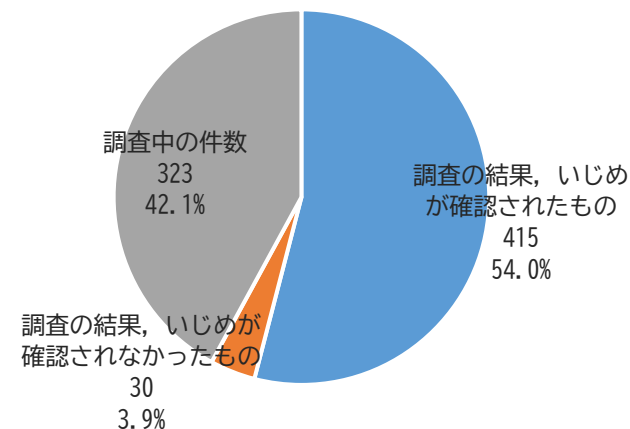
■ 「重大事態」の発生件数 (件)



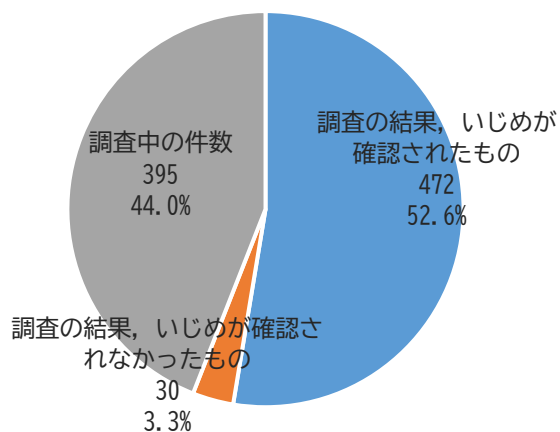
■ 第1号事案における重大な被害の態様 (件)



■ 第1号事案における調査状況 (件)



■ 第2号事案における調査状況 (件)

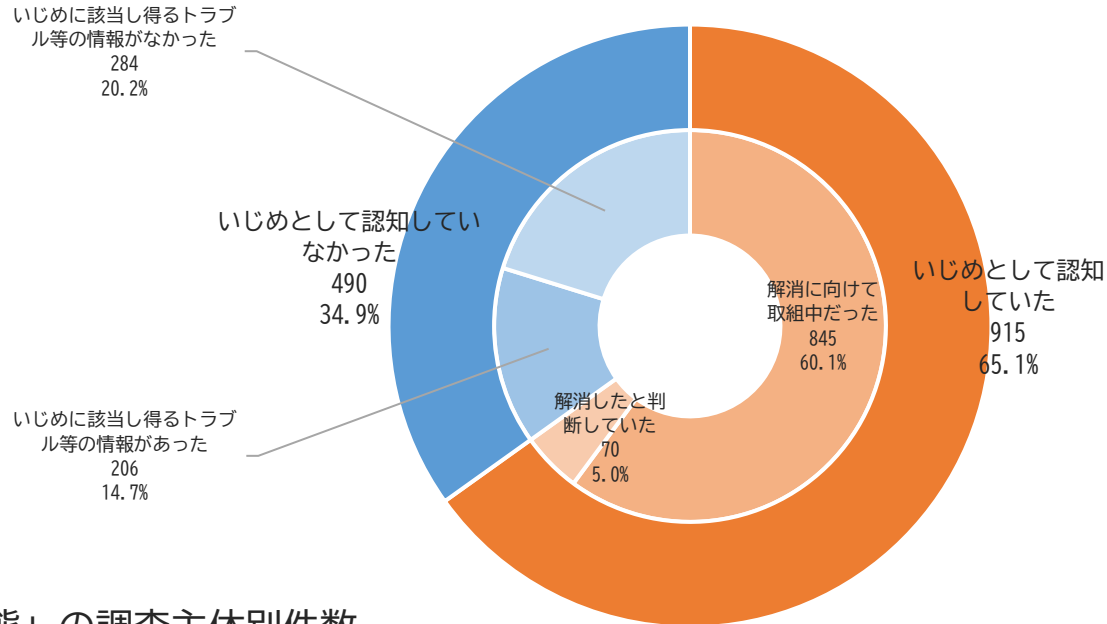


- 重大事態における第1号事案の割合は54.7%であった。(第2号事案との重複を含む。)
- 重大事態における被害の態様としては、精神的苦痛によるものが最も多く、全体の62.4%を占めており、次いで身体、生命、金品等の順となっている。
- 第1号事案の重大事態調査により、「いじめが確認されたもの」の割合は、54.0%、第2号事案においては、52.6%であった。「いじめが確認されなかったもの」の割合は第1号事案においては3.9%、第2号事案においては3.3%であった。
- 調査中の割合は、第1号事案においては42.1%、第2号事案においては44.0%であった。

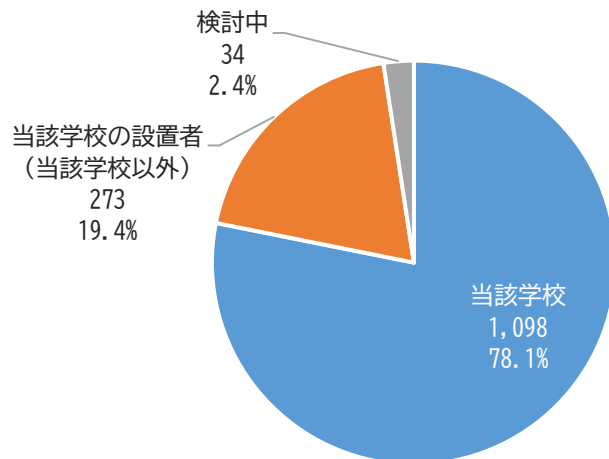
※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

いじめの重大事態について

■ 「重大事態」について、重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況 (件)



■ 「重大事態」の調査主体別件数 (件)



- 「重大事態」のうち、65.1%は既にいじめとして認知していた。
- 重大事態調査の調査主体のうち、78.1%は当該学校が占めていた。

学校において認知したいじめの件数

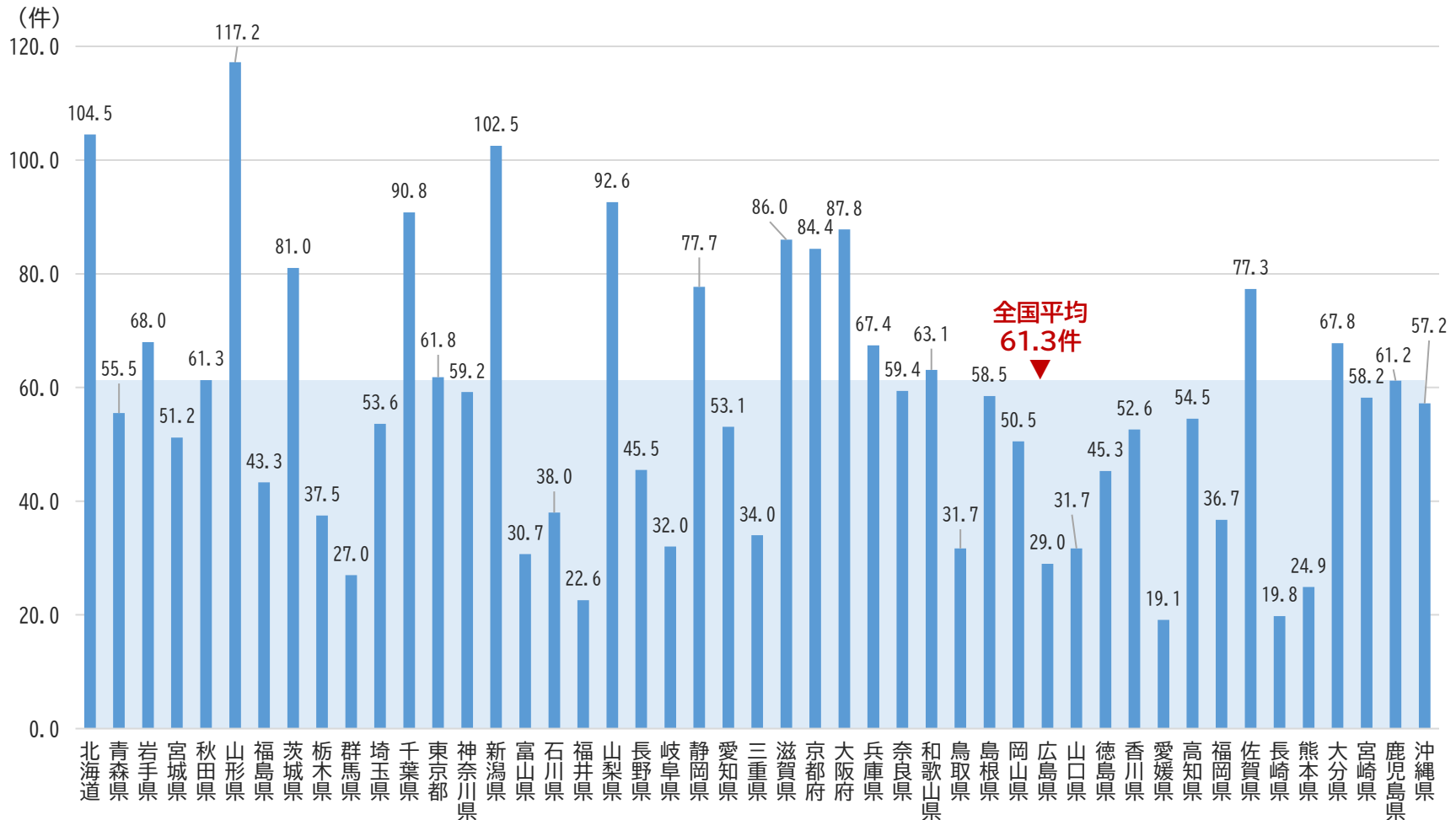
いじめの1,000人当たり認知件数

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

【児童生徒課長通知】

いじめを認知していない学校にあつては、・・・解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。

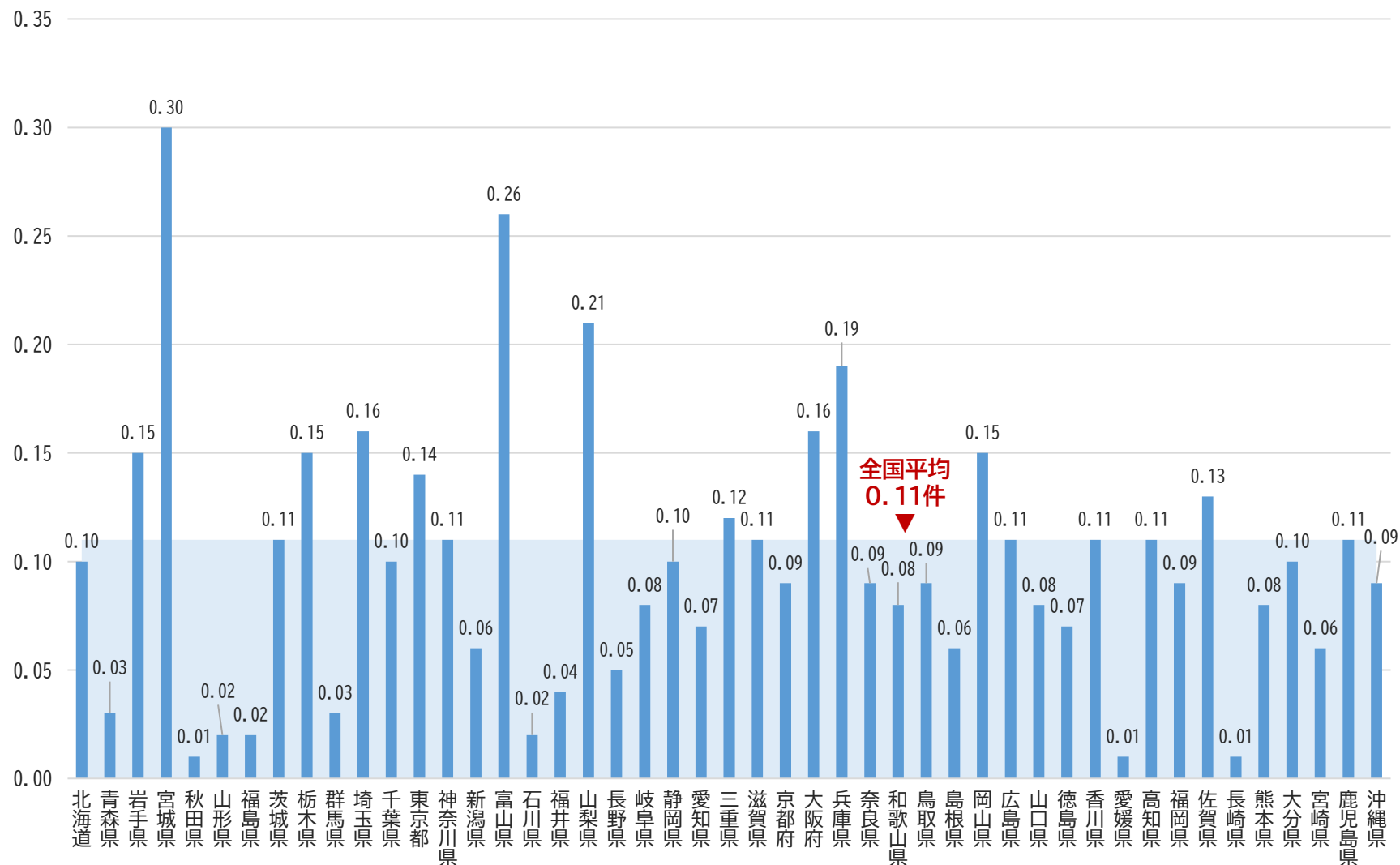
【児童生徒課長通知】



いじめの重大事態について

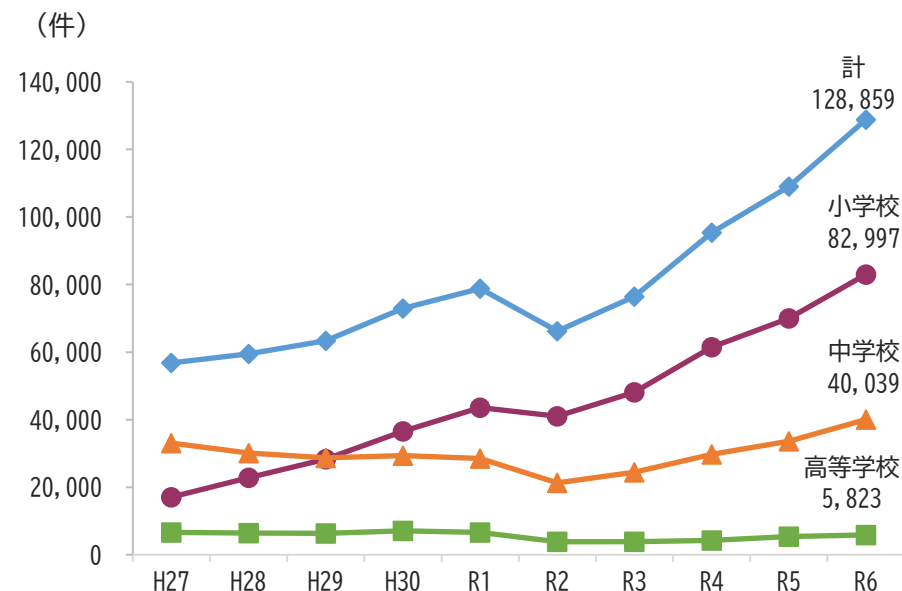
いじめ重大事態の1,000人当たり発生件数

(件)

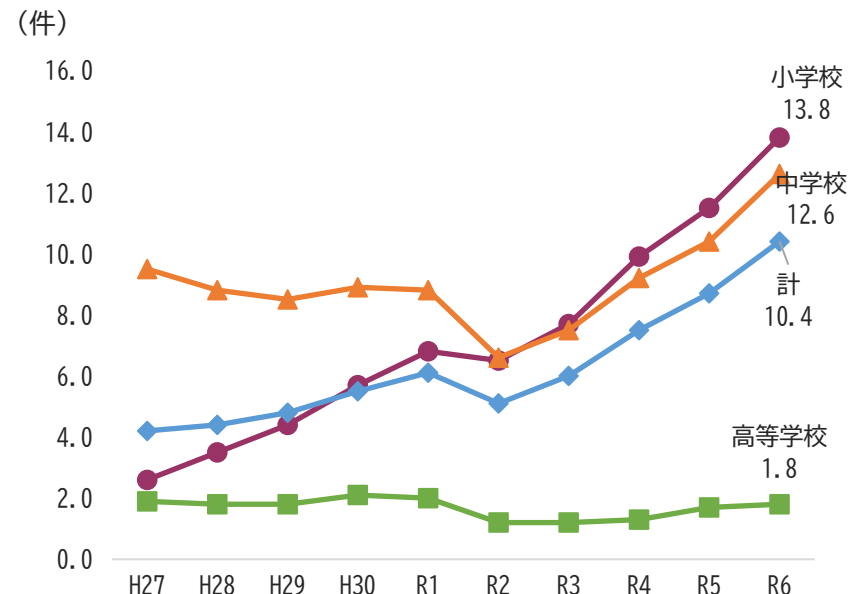


暴力行為の状況について

暴力行為発生件数の推移



1,000人当たりの暴力行為発生件数の推移



年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	17,078 2.6	22,841 3.5	28,315 4.4	36,536 5.7	43,614 6.8	41,056 6.5	48,138 7.7	61,455 9.9	70,009 11.5	82,997 13.8
中学校	33,073 9.5	30,148 8.8	28,702 8.5	29,320 8.9	28,518 8.8	21,293 6.6	24,450 7.5	29,699 9.2	33,617 10.4	40,039 12.6
高等学校	6,655 1.9	6,455 1.8	6,308 1.8	7,084 2.1	6,655 2.0	3,852 1.2	3,853 1.2	4,272 1.3	5,361 1.7	5,823 1.8
合計	56,806 4.2	59,444 4.4	63,325 4.8	72,940 5.5	78,787 6.1	66,201 5.1	76,441 6.0	95,426 7.5	108,987 8.7	128,859 10.4

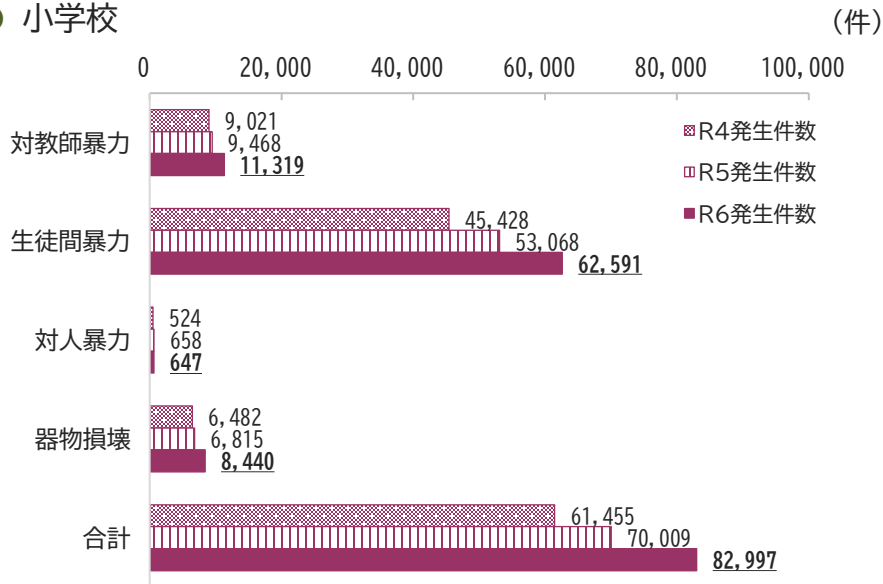
※ 上段は発生件数、下段は1,000人当たりの発生件数。

※ 当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、暴力行為に該当するものを全てを対象としている。

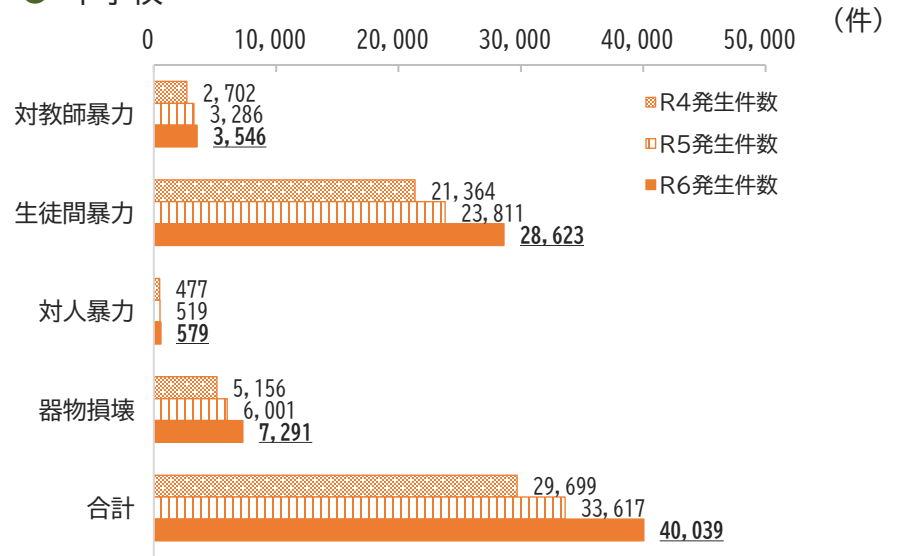
- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は128,859件(前年度108,987件)であり、前年度から19,872件(18.2%)増加した。
- 学校種別の増加率は、小学校18.6%、中学校19.1%、高等学校は8.6%であった。
- 児童生徒1,000人当たりの発生件数は10.4件(前年度8.7件)であった。

暴力行為の状況について

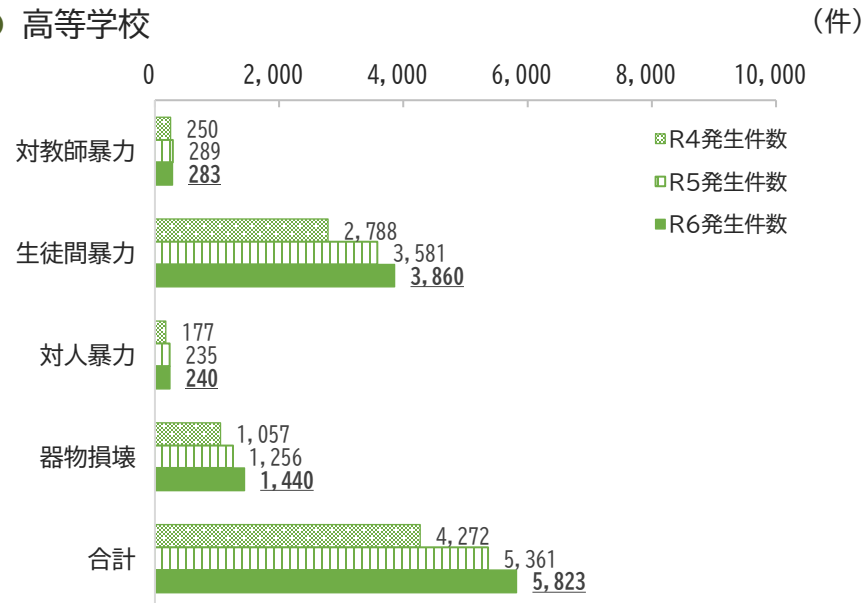
● 小学校



● 中学校



● 高等学校



● 形態別でみると、「生徒間暴力」の割合が最も高く、前年度から小学校9,523件、中学校4,812件、高等学校279件増加した。

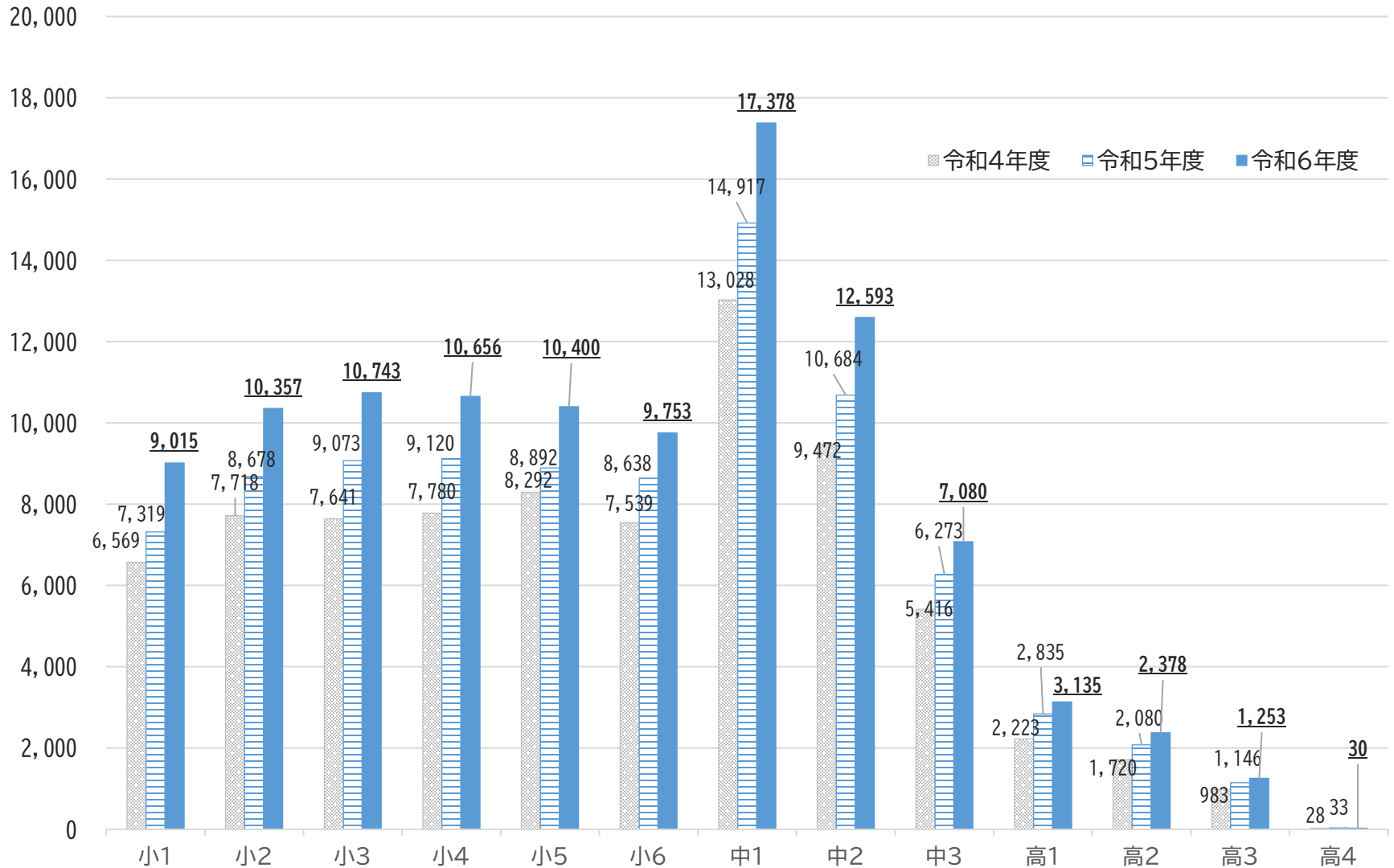
※ 当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、暴力行為に該当するもの全てを対象としている。

暴力行為の状況について

■ 学年別 加害児童生徒数

(人)

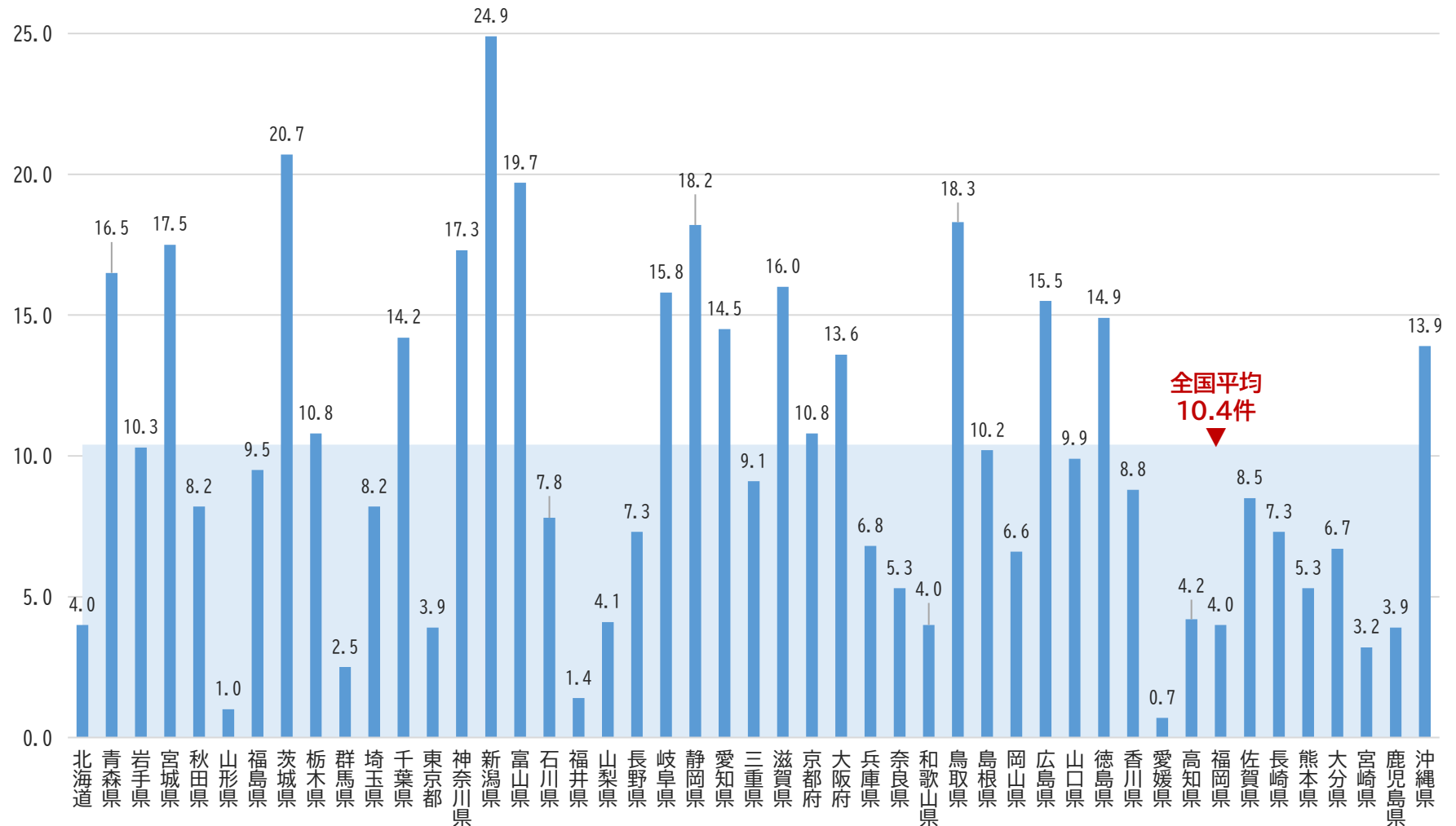
● 学年別加害児童生徒数は、小1～高3までの各学年で前年度と比べて増加した。



暴力行為の発生件数

暴力行為の1,000人当たり発生件数

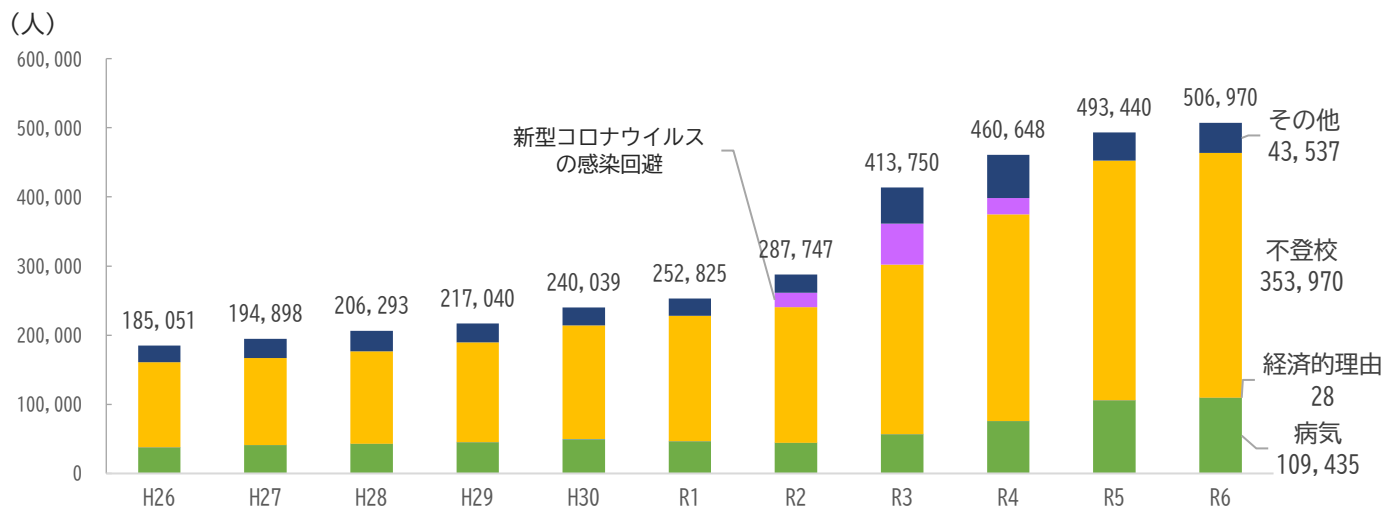
(件)



小・中学校における長期欠席の状況について

- 小・中学校における長期欠席者数は506,970人(前年度493,440人)であった。
- このうち不登校によるものは353,970人(前年度346,482人)であった。

小・中学校における長期欠席者数の推移



※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。

※ 令和元年度調査まで、及び令和5年度調査からは、年度間に30日以上欠席した児童生徒について調査。

※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。

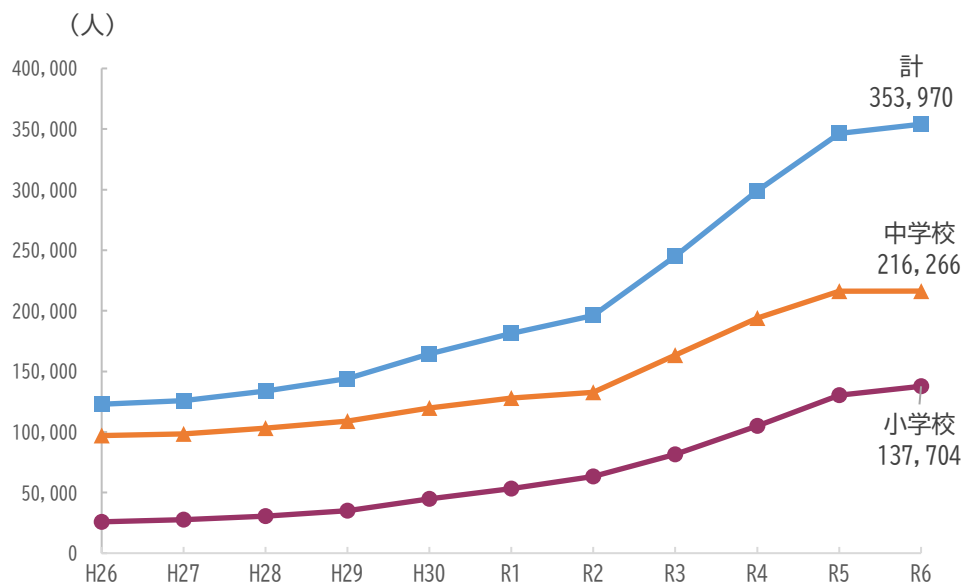
※ 「児童生徒指導要録」の「出欠の記録欄」のうち、「備考」欄に、校長が出席扱した日数が記録されている場合は、その日数については「欠席日数」に含める。

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	病気	18,981	19,946	20,325	21,480	23,340	20,955	18,539	22,307	31,955	57,905	61,114
	経済的理由	25	18	12	9	15	11	13	7	16	17	7
	不登校	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370	137,704
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	14,238	42,963	16,155	***	***
	その他	12,992	15,544	16,308	15,997	15,837	15,773	17,606	34,100	43,438	29,946	31,840
	計	57,862	63,091	67,093	72,518	84,033	90,089	113,746	180,875	196,676	218,238	230,665
中学校	病気	18,870	21,118	22,488	23,882	26,284	25,779	25,888	34,652	43,642	47,933	48,321
	経済的理由	39	31	17	18	9	19	20	12	20	17	21
	不登校	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112	216,266
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	6,667	16,353	7,505	***	***
	その他	11,247	12,250	13,460	11,623	10,026	9,016	8,649	18,416	18,869	11,140	11,697
	計	127,189	131,807	139,200	144,522	156,006	162,736	174,001	232,875	263,972	275,202	276,305
合計	病気	37,851	41,064	42,813	45,362	49,624	46,734	44,427	56,959	75,597	105,838	109,435
	経済的理由	64	49	29	27	24	30	33	19	36	34	28
	不登校	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482	353,970
	新型コロナウイルスの感染回避	***	***	***	***	***	***	20,905	59,316	23,660	***	***
	その他	24,239	27,794	29,768	27,620	25,863	24,789	26,255	52,516	62,307	41,086	43,537
	計	185,051	194,898	206,293	217,040	240,039	252,825	287,747	413,750	460,648	493,440	506,970

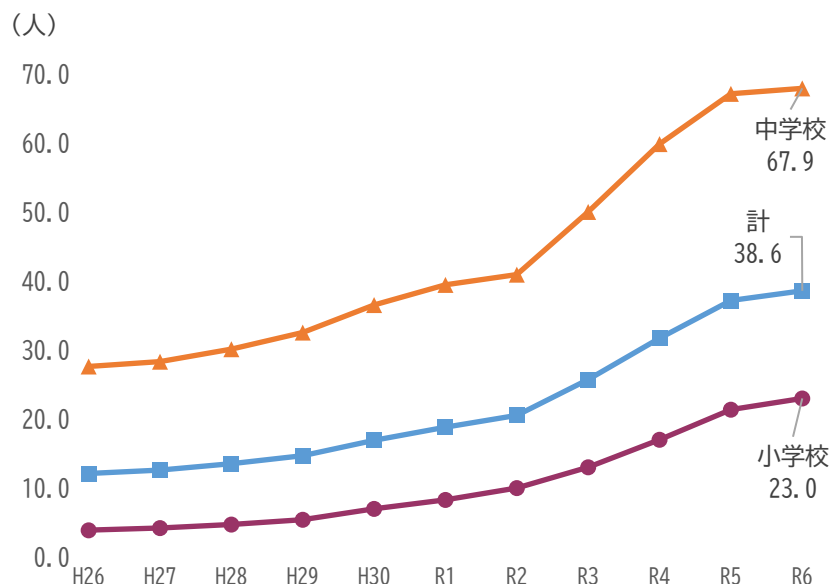
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における不登校児童生徒数は353,970人(前年度346,482人)と過去最多となり、12年連続で増加したものの、増加率は小学校5.6%(前年度24.0%)、中学校0.1%(前年度11.4%)、小・中学校全体2.2%(前年度15.9%)であり、前年度から低下した。
- 児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は38.6人(前年度37.2人)であった。

不登校児童生徒数の推移



1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370	137,704
	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4	23.0
中学校	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112	216,266
	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1	67.9
合計	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482	353,970
	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2	38.6

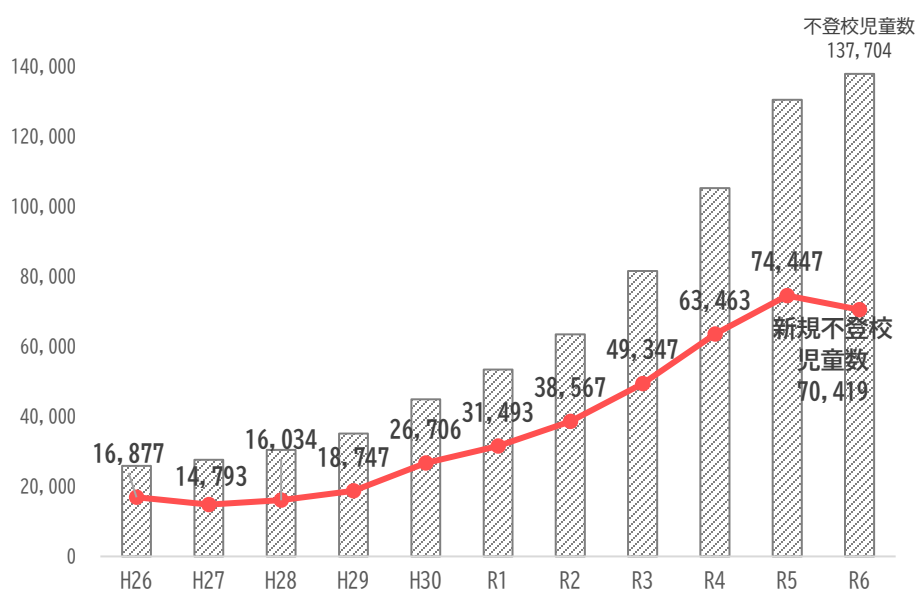
小・中学校における不登校の状況について

- 不登校児童生徒数のうち、新規不登校児童生徒数は、小学校で70,419人(前年度74,447人)、中学校で83,409人(前年度90,853人)であり、小・中学校ともに前年度から減少した。
- 小・中学校合計の新規不登校児童生徒数は153,828人(前年度165,300人)であり、9年ぶりに減少した。

新規不登校児童生徒数の推移

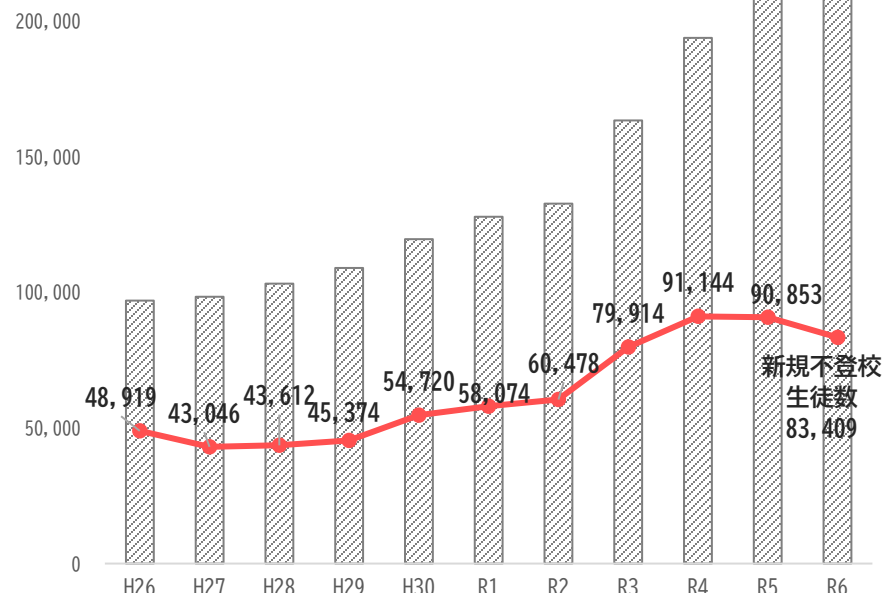
(人)

小学校



(人)

中学校



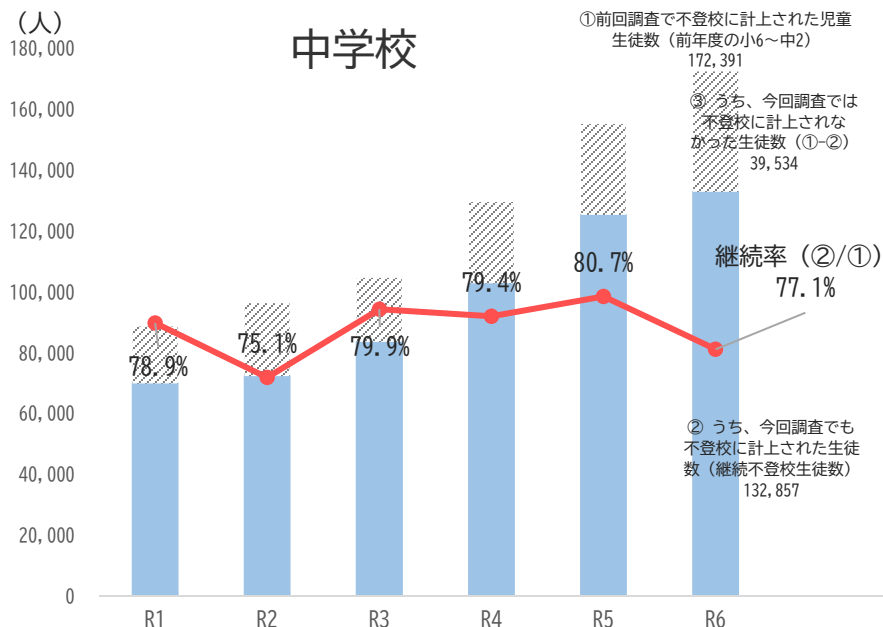
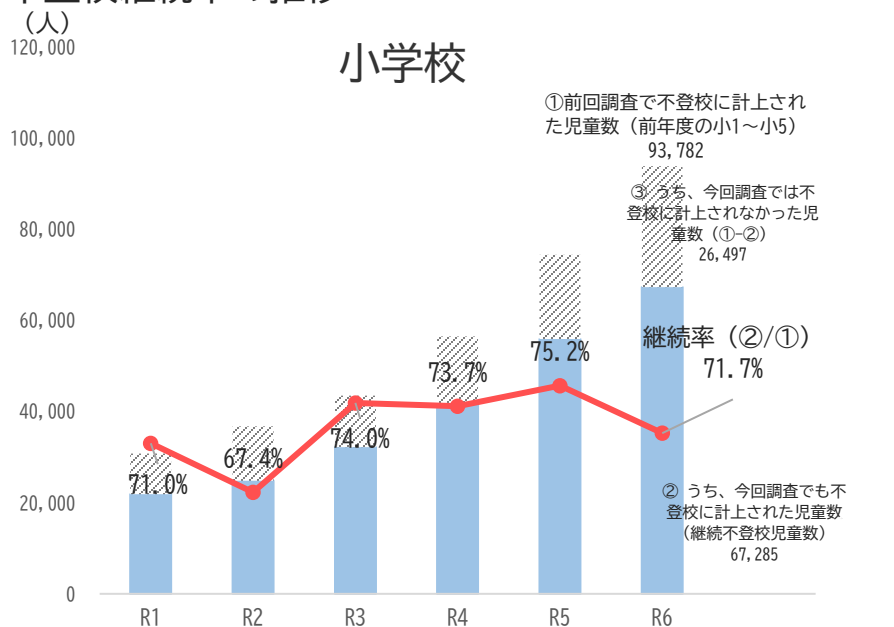
年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	不登校児童数	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370	137,704
	うち、新規不登校児童数	16,877	14,793	16,034	18,747	26,706	31,493	38,567	49,347	63,463	74,447	70,419
中学校	不登校生徒数	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112	216,266
	うち、新規不登校生徒数	48,919	43,046	43,612	45,374	54,720	58,074	60,478	79,914	91,144	90,853	83,409
合計	不登校児童生徒数	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482	353,970
	うち、新規不登校児童生徒数	65,796	57,839	59,646	64,121	81,426	89,567	99,045	129,261	154,607	165,300	153,828

※新規不登校児童生徒とは、前回調査では不登校に計上されていなかった者。

小・中学校における不登校の状況について

- 不登校継続率(前回調査で不登校に計上された児童生徒のうち、今回調査でも不登校に計上された児童生徒の割合)は、小学校71.7%(前年度75.2%)、中学校77.1%(前年度80.7%)であり、小・中学校ともに前年度から低下した。

不登校継続率の推移



※「①前回調査で不登校に計上された児童生徒数」について

小学校における①の数：前回調査における小学校1～5年生の不登校児童数を合計した人数。

(前回調査で小学校6年生だった不登校児童は、今回調査時点では卒業して中学生になっているため、「中学校における①の数」に計上。)

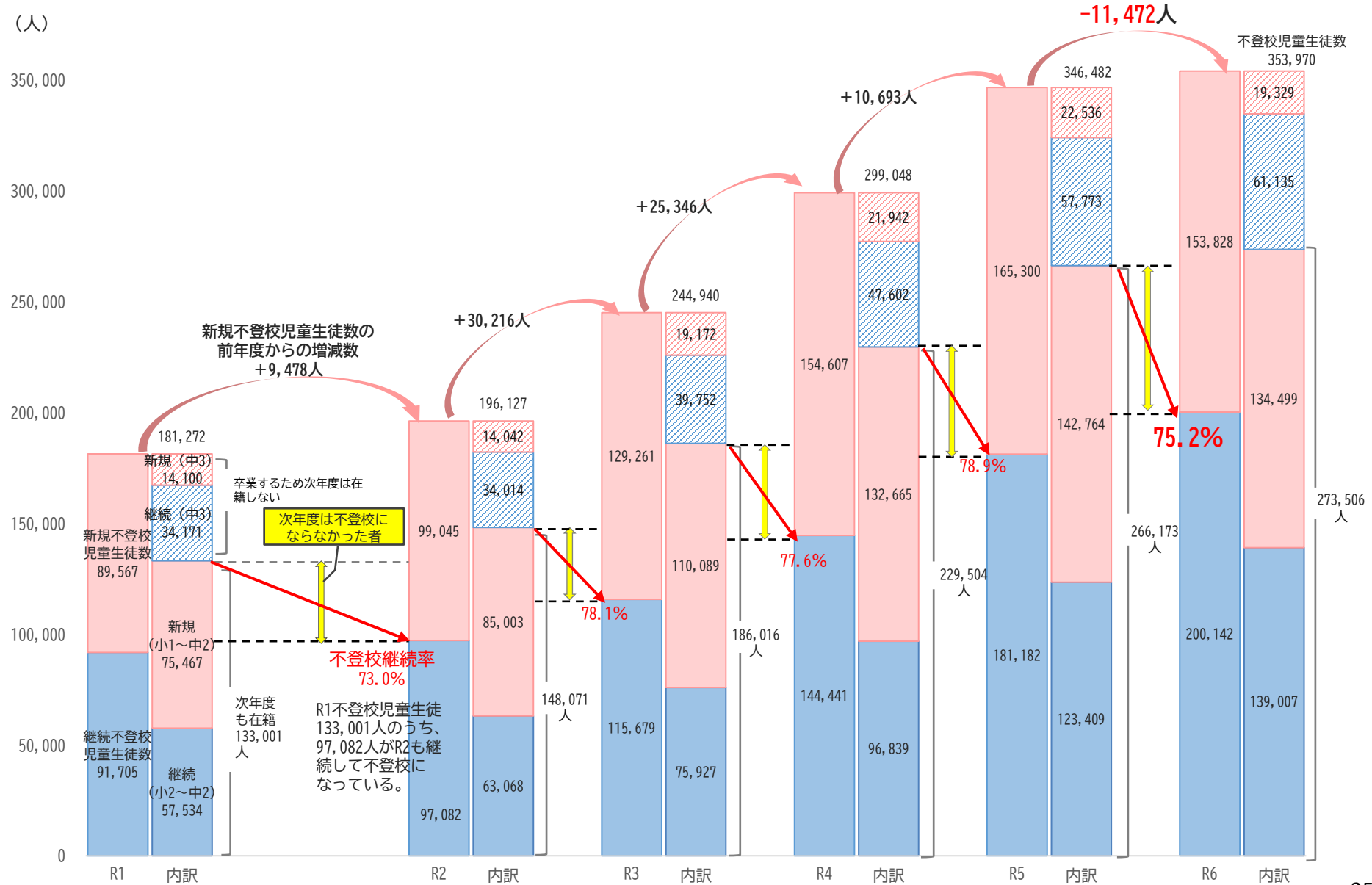
中学校における①の数：前回調査における小学校6年生、中学校1、2年生の不登校児童生徒数を合計した人数。

(前回調査で中学校3年生だった不登校生徒は、今回調査時点では卒業しているため、「中学校における①の数」から除く。)

小・中学校における不登校の状況について

新規不登校児童生徒数及び不登校継続率の推移

(人)

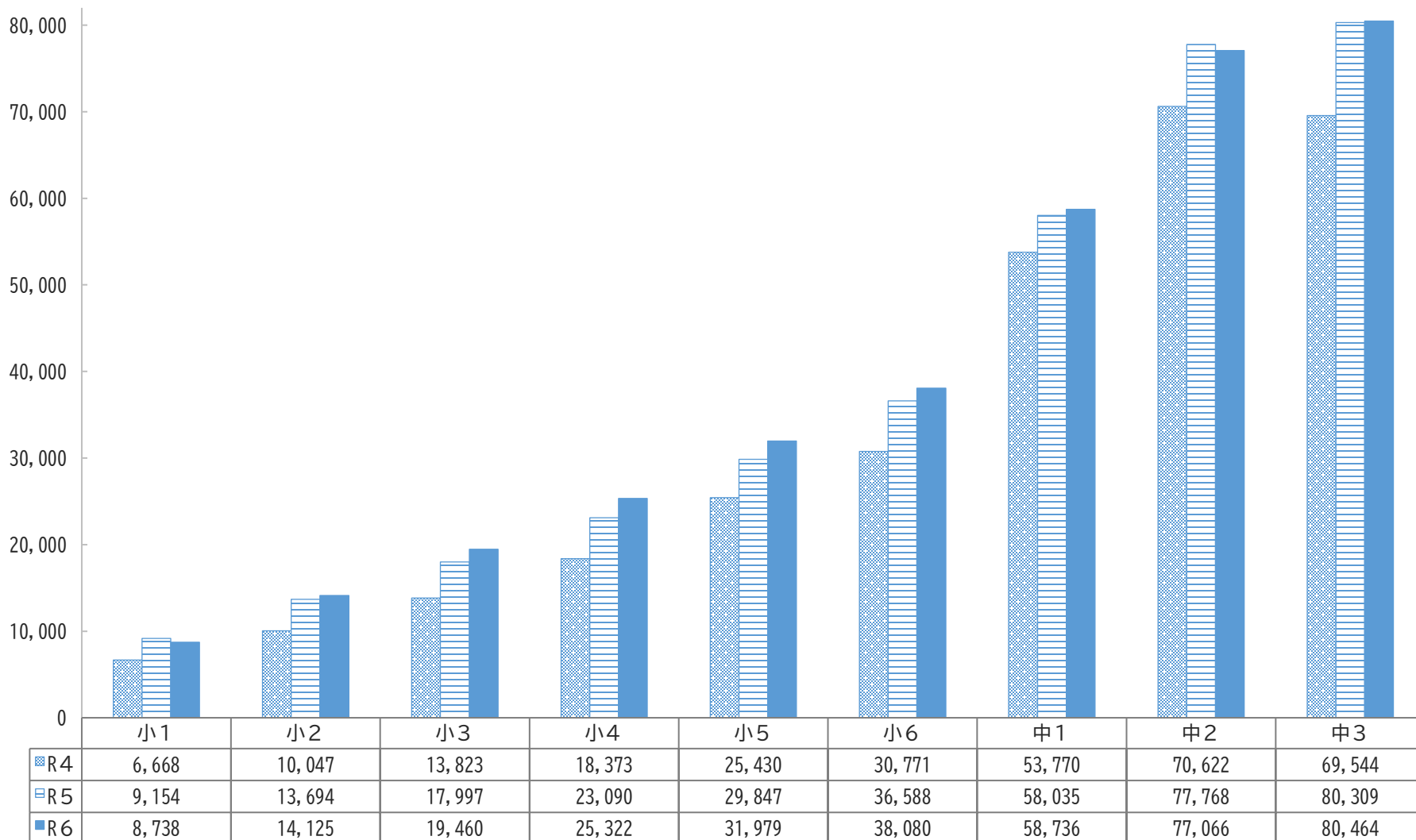


小・中学校における不登校の状況について

■ 学年別不登校児童生徒数

● 小学校1年生、中学校2年生における不登校児童生徒数は前年度から減少した。

(人)

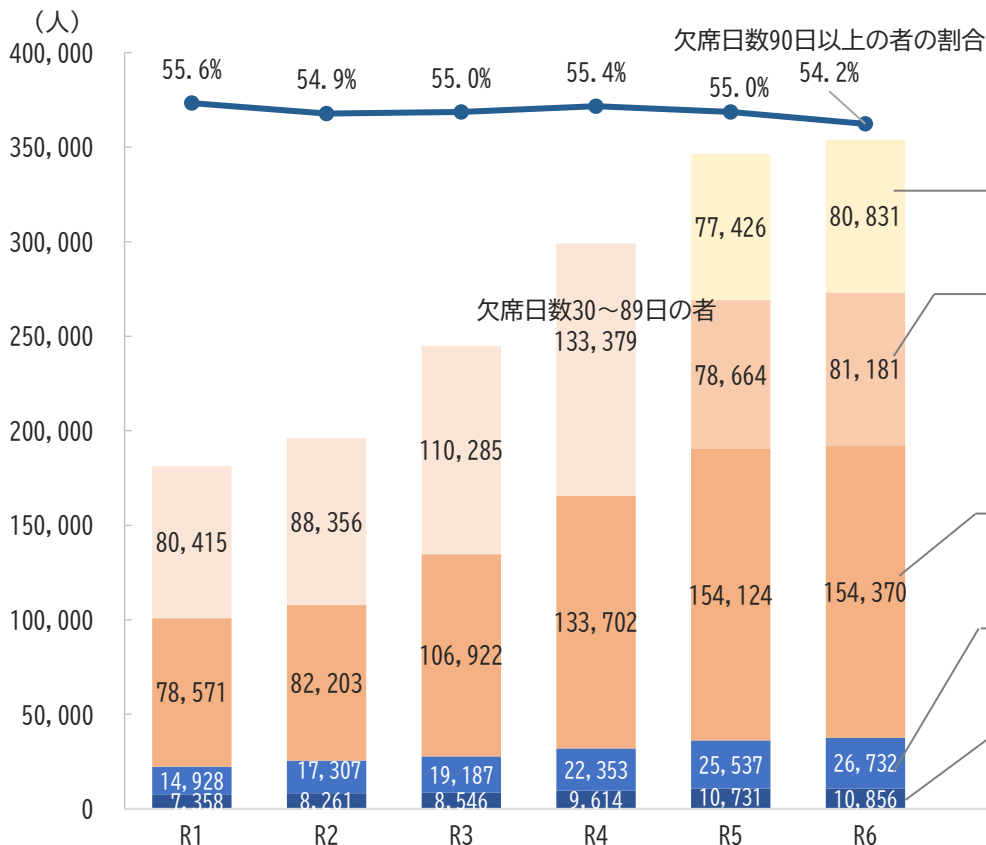


小・中学校における不登校の状況について

- 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した者は191,958人(前年度190,392人)であり、不登校児童生徒全体に占める割合は54.2%(前年度55.0%)であった。

不登校児童生徒の欠席期間別人数

● 推移表(小・中合計)



● 令和6年度の状況

	小中合計	小学校	中学校
不登校児童生徒数	353,970	137,704	216,266
欠席日数30～49日の者	80,831	40,556	40,275
	22.8%	29.5%	18.6%
欠席日数50～89日の者	81,181	36,411	44,770
	22.9%	26.4%	20.7%
欠席日数90以上の者	191,958	60,737	131,221
	54.2%	44.1%	60.7%
うち、出席日数11日以上者	154,370	49,964	104,406
	43.6%	36.3%	48.3%
うち、出席日数1～10日の者	26,732	7,203	19,529
	7.6%	5.2%	9.0%
うち、出席日数0日の者	10,856	3,570	7,286
	3.1%	2.6%	3.4%

※ 「児童生徒指導要録」の「出欠の記録欄」のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記録されている場合は、その日数については「欠席日数」に含める。

※ 下段は、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

小・中学校における不登校の状況について

不登校児童生徒について把握した事実

	不登校児童生徒数	いじめの被害の情報や相談があった	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	学校のきまり等に関する相談があった	入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	生活リズムの不調に関する相談があった	あそび、非行に関する情報や相談があった	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	不安・抑うつとの相談があった	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	個別の配慮（障害（疑い含む）以外）についての求めや相談があった	左記に該当なし
小学校	137,704	2,533 1.8%	16,229 11.8%	6,090 4.4%	21,245 15.4%	2,753 2.0%	5,262 3.8%	14,137 10.3%	23,210 16.9%	36,053 26.2%	2,422 1.8%	41,411 30.1%	33,193 24.1%	13,279 9.6%	11,195 8.1%	8,251 6.0%
中学校	216,266	2,380 1.1%	30,395 14.1%	5,025 2.3%	33,907 15.7%	4,473 2.1%	11,319 5.2%	14,261 6.6%	21,347 9.9%	52,510 24.3%	8,139 3.8%	65,025 30.1%	52,661 24.4%	13,386 6.2%	11,322 5.2%	10,553 4.9%
合計	353,970	4,913 1.4%	46,624 13.2%	11,115 3.1%	55,152 15.6%	7,226 2.0%	16,581 4.7%	28,398 8.0%	44,557 12.6%	88,563 25.0%	10,561 3.0%	106,436 30.1%	85,854 24.3%	26,665 7.5%	22,517 6.4%	18,804 5.3%

※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答。（令和6年度以前に把握したものも含む。）

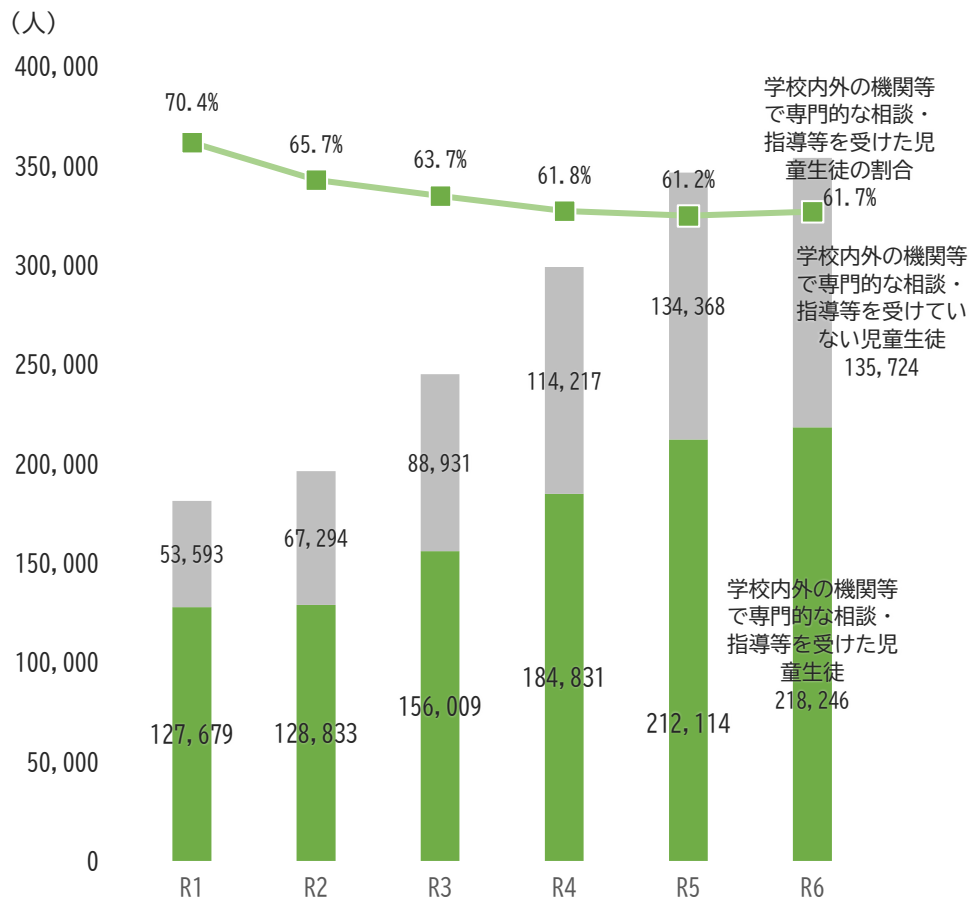
※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

※ 「個別の配慮（障害（疑い含む）以外）についての求めや相談があった。」は、障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援以外の個別の配慮を指す。

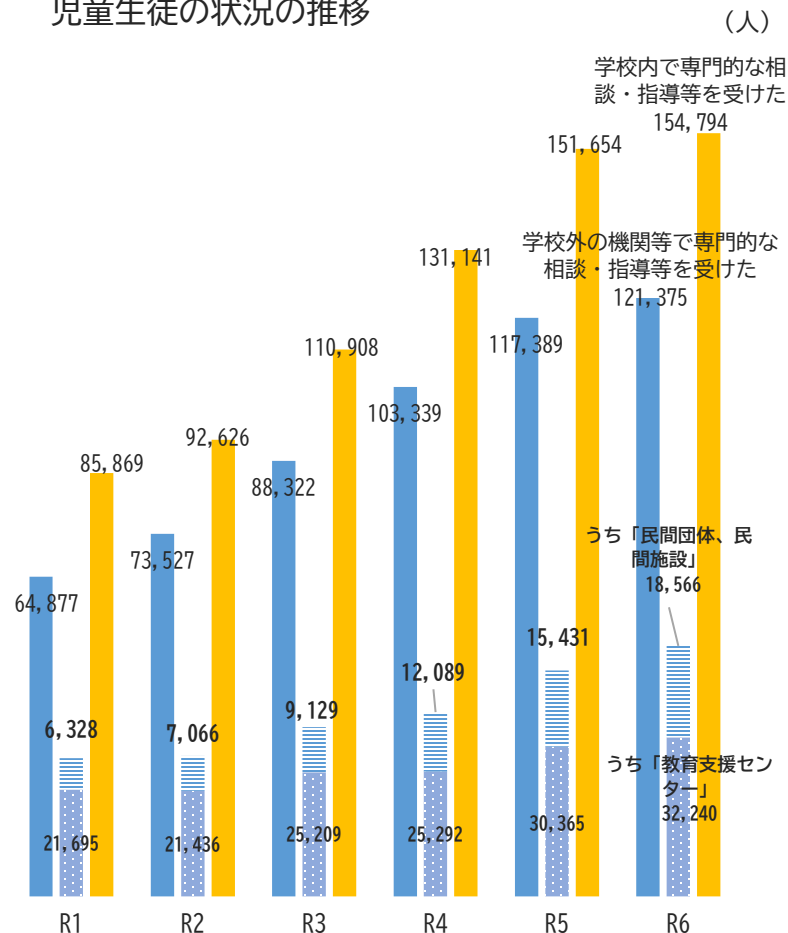
小・中学校における不登校の状況について

● 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校児童生徒数は218,246人(前年度212,114人)で、不登校児童生徒に占める割合は61.7%(前年度61.2%)であった。

■ 不登校児童生徒が学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた状況の推移



■ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の状況の推移



※学校内外の複数の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。

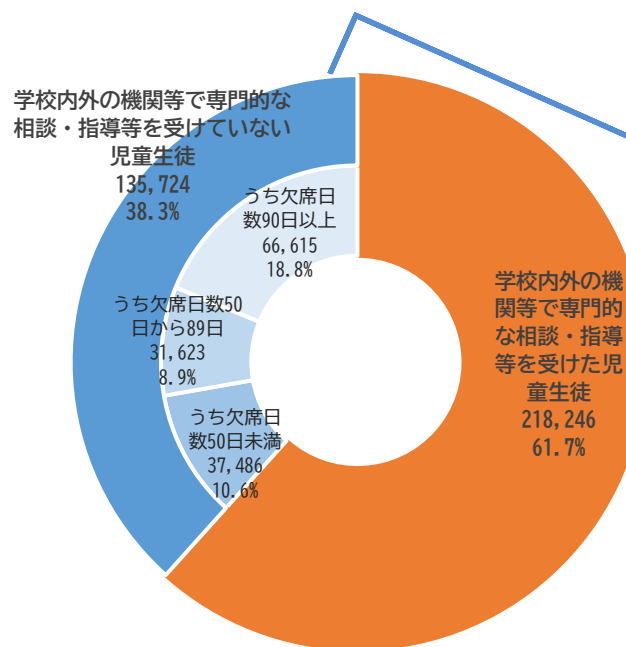
※学校外の機関等は、教育支援センター、児童相談所、保健所、病院、民間団体、民間施設等を含み、学校内の専門的な相談・指導等は、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による相談・指導等を指す。

小・中学校における不登校の状況について

- 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数は135,724人であり、不登校児童生徒全体の38.3%であった。
- 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、120,759人(89.0%)は担任等から週1回程度以上の継続的な相談・指導等を受けていた。
- 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた児童生徒の割合は95.8%であった。

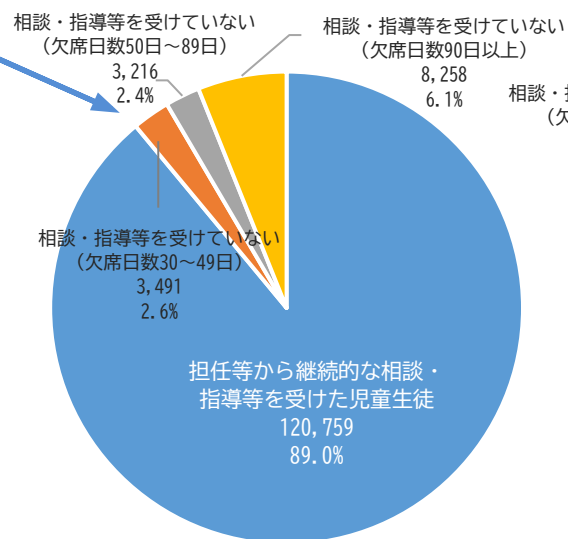
■ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒

(人)



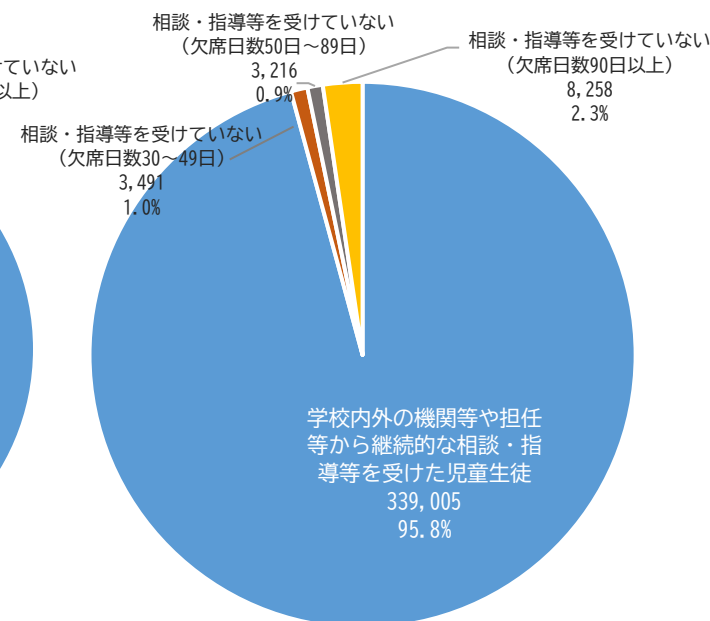
■ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、担任等から継続的な相談・指導等を受けた者

(人)



■ 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた者

(人)

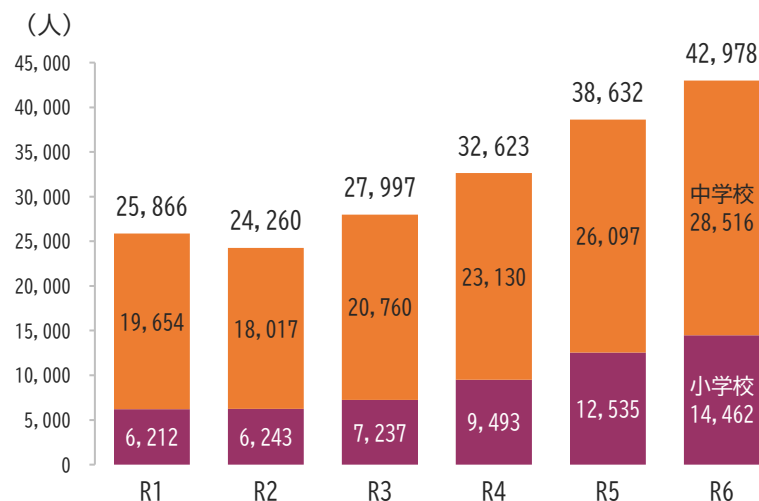


※ 学校外の機関等は、教育支援センター、児童相談所、保健所、病院、民間団体、民間施設等を指し、学校内の専門的な相談・指導等は、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等による相談・指導等を指す。

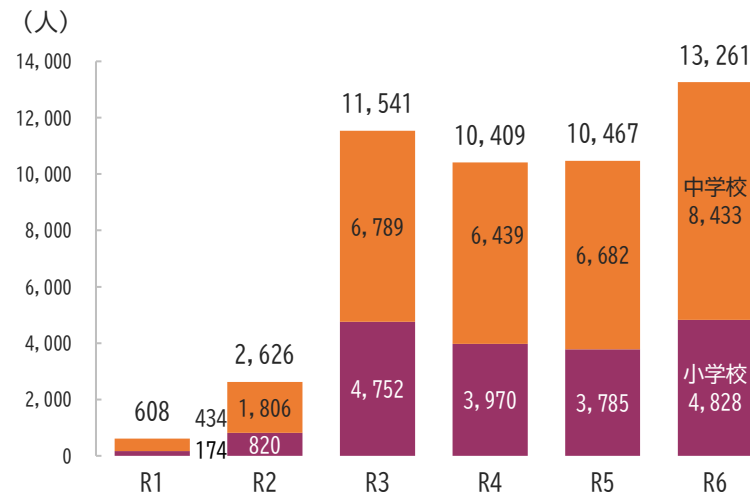
小・中学校における不登校の状況について

- 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は、42,978人であった。
- 不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数は13,261人であった。
- 不登校児童生徒の成績評価にあたって、自宅や学校外の機関等において欠席期間中に行った学習の成果を指導要録に反映した児童生徒数は81,467人であった。

学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数



自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数



※ 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒と、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒は重複もあり得る。

自宅や学校外の機関等において欠席期間中に行った学習の成果を指導要録に反映した児童生徒数

	不登校児童生徒の成績評価にあたって、自宅や学校外の機関等において欠席期間中に行った学習の成果を指導要録に反映した実人数	うち、各教科の「観点別学習状況の評価」、「評定」等に反映した人数	うち、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に反映した人数
小学校	22,889	16,535	19,737
中学校	58,578	49,418	45,459
合計	81,467	65,953	65,196

小・中学校における不登校の状況について

1,000人当たりの不登校児童生徒数

(人)

60.0

50.0

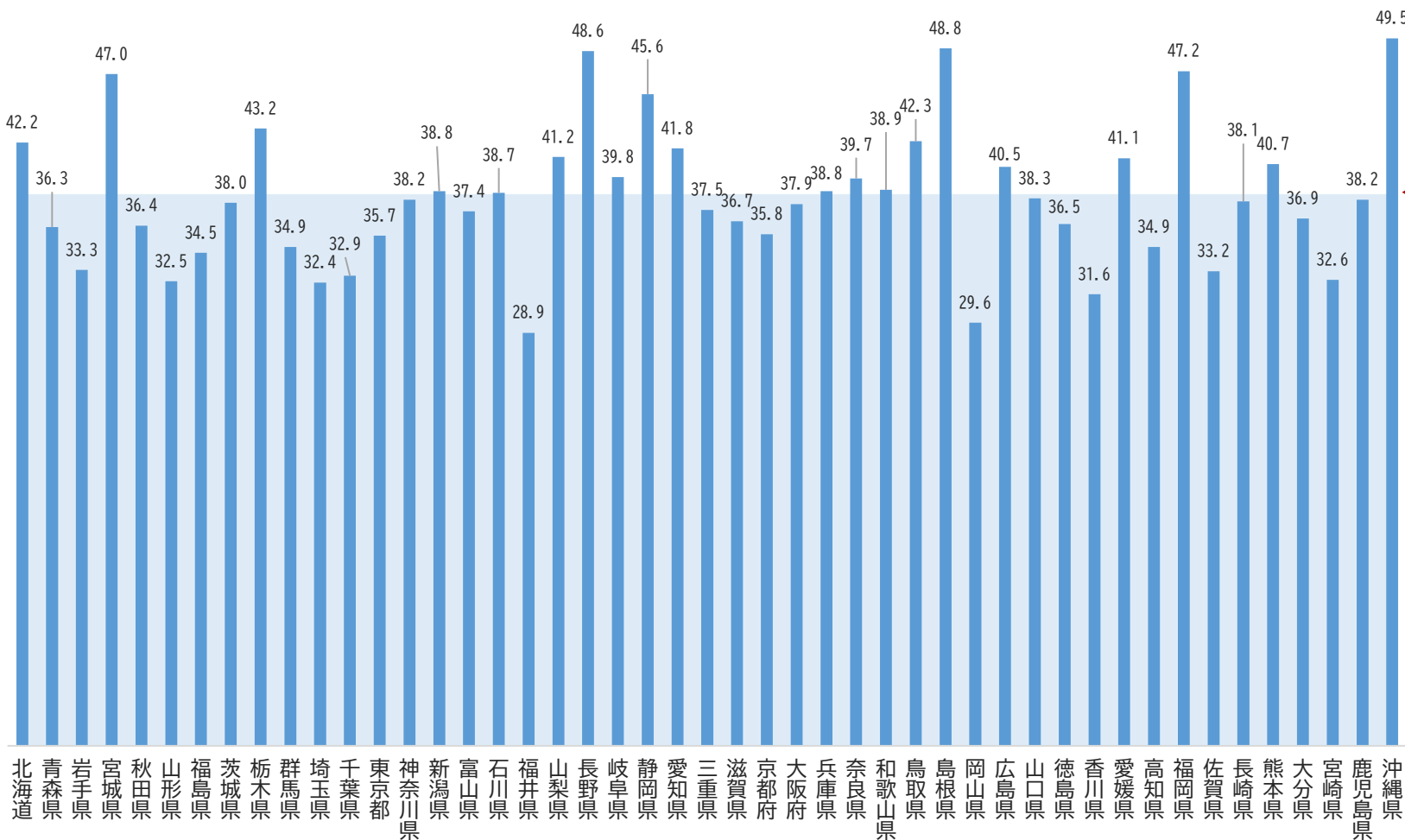
40.0

30.0

20.0

10.0

0.0

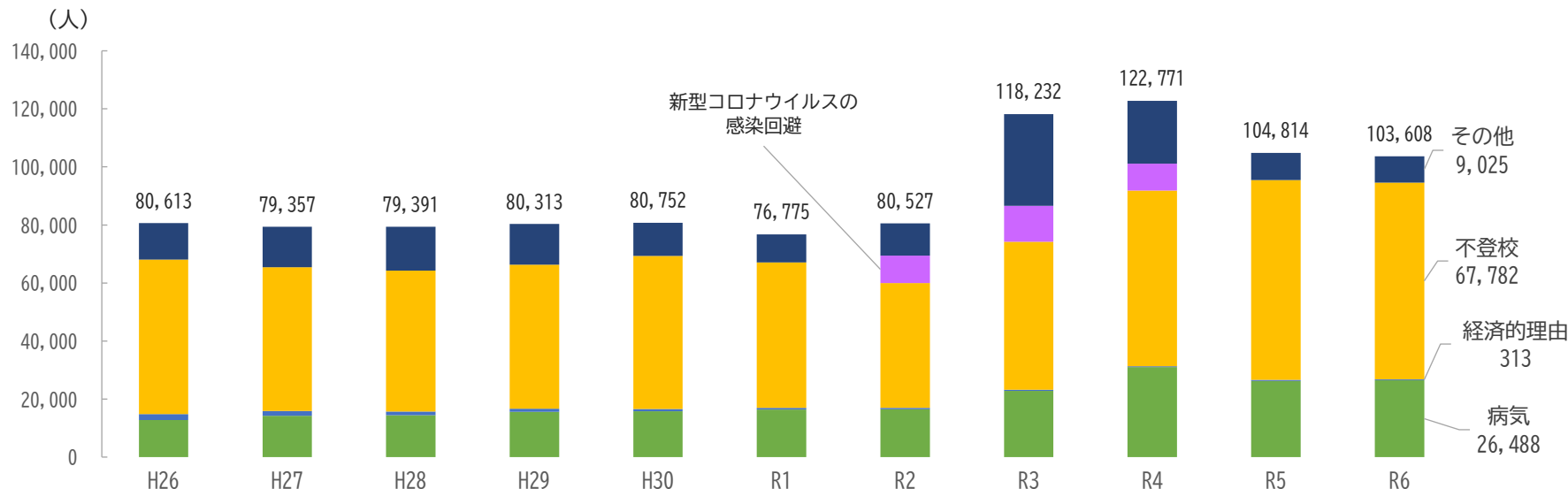


全国平均
38.6人

高等学校における長期欠席の状況について

- 高等学校における長期欠席者数は103,608人(前年度104,814人)であった。
- このうち不登校によるものは67,782人(前年度68,770人)であり、前年度から減少した。

高等学校における長期欠席者数の推移



※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった生徒について調査。

※ 令和元年度調査まで、及び令和5年度調査からは、年度間に30日以上欠席した生徒について調査。

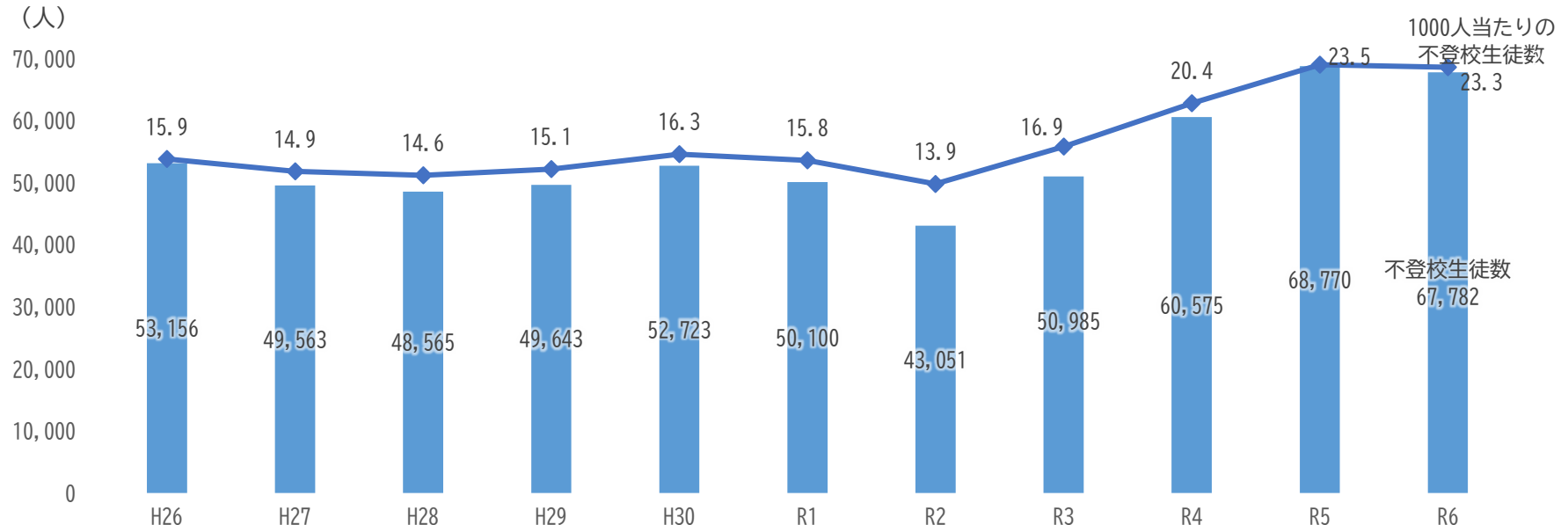
※ 令和2年度調査から令和4年度調査までは、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加。

※ 「生徒指導要録」の「出欠の記録欄」のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記録されている場合は、その日数については「欠席日数」に含める。

高等学校における不登校の状況について

- 高等学校における不登校生徒数は67,782人(前年度68,770人)、児童生徒1,000人当たりの不登校生徒数は23.3人(前年度23.5人)であり、いずれも前年度から減少した。

不登校生徒数の推移



- 90日以上欠席した者は、不登校生徒数の14.9%である。

区分	欠席日数30～49日の者		欠席日数50～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校生徒数
国公立立計	39,395	58.1%	18,299	27.0%	8,312	12.3%	1,310	1.9%	466	0.7%	67,782

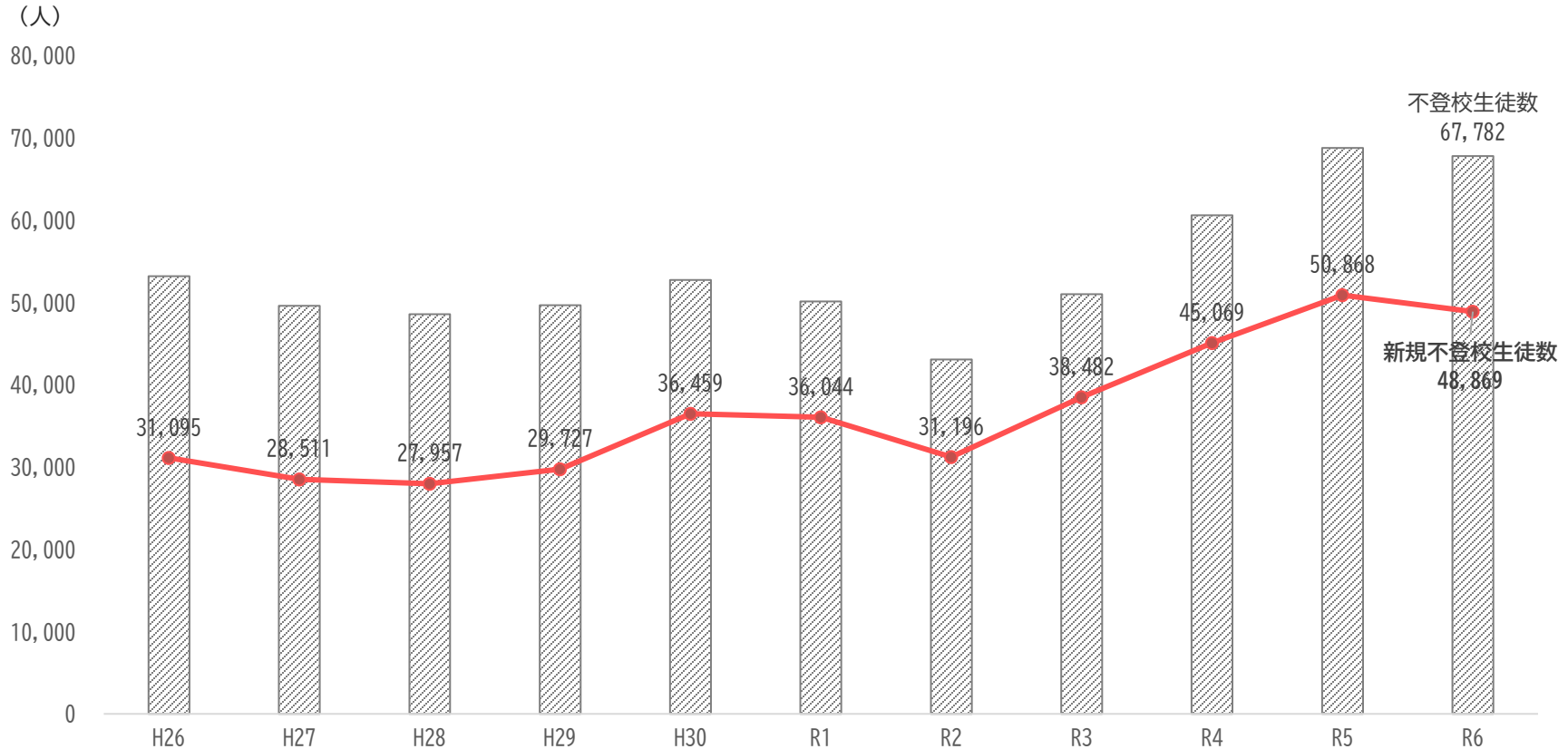
	国公立立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	10,566	15.6%
不登校生徒のうち原級留置になった者	2,963	4.4%

※「生徒指導要録」の「出欠の記録欄」のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記録されている場合は、その日数については「欠席日数」に含める。

高等学校における不登校の状況について

● 不登校生徒数のうち、新規不登校生徒数は48,869人(前年度50,868人)であり、前年度から減少した。

新規不登校生徒数の推移



年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
高等学校	不登校生徒数	53,156	49,563	48,565	49,643	52,723	50,100	43,051	50,985	60,575	68,770	67,782
	うち新規不登校生徒数	31,095	28,511	27,957	29,727	36,459	36,044	31,196	38,482	45,069	50,868	48,869
	うち継続不登校生徒数	22,061	21,052	20,608	19,916	16,264	14,056	11,855	12,503	15,506	17,902	18,913

※ 新規不登校生徒とは、前回調査では不登校に計上されていなかった者。

※ 継続不登校生徒とは、前回調査で不登校に計上された者のうち、今回調査でも不登校に計上された者。(高等学校においては、学年別で調査していない単位制の生徒が含まれるため、継続率は算出できない。)

高等学校における不登校の状況について

不登校生徒について把握した事実

	不登校生徒数	いじめの被害の情報や相談があった	いじめの被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	学校のきまり等に関する相談があった	入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	生活リズムの不調に関する相談があった	あそび、非行に関する情報や相談があった	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	不安・抑うつとの相談があった	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	個別の配慮（障害（疑い含む）以外）についての求めや相談があった	左記に該当なし
全日制	53,128	594 1.1%	6,002 11.3%	690 1.3%	7,148 13.5%	1,037 2.0%	4,096 7.7%	2,373 4.5%	3,631 6.8%	13,726 25.8%	2,190 4.1%	14,241 26.8%	8,727 16.4%	1,198 2.3%	1,261 2.4%	6,136 11.5%
定時制	14,654	48 0.3%	941 6.4%	171 1.2%	1,506 10.3%	139 0.9%	665 4.5%	817 5.6%	913 6.2%	4,061 27.7%	957 6.5%	3,995 27.3%	2,100 14.3%	374 2.6%	242 1.7%	1,951 13.3%
合計	67,782	642 0.9%	6,943 10.2%	861 1.3%	8,654 12.8%	1,176 1.7%	4,761 7.0%	3,190 4.7%	4,544 6.7%	17,787 26.2%	3,147 4.6%	18,236 26.9%	10,827 16.0%	1,572 2.3%	1,503 2.2%	8,087 11.9%

※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した不登校生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答。（令和6年度以前に把握したものも含む。）

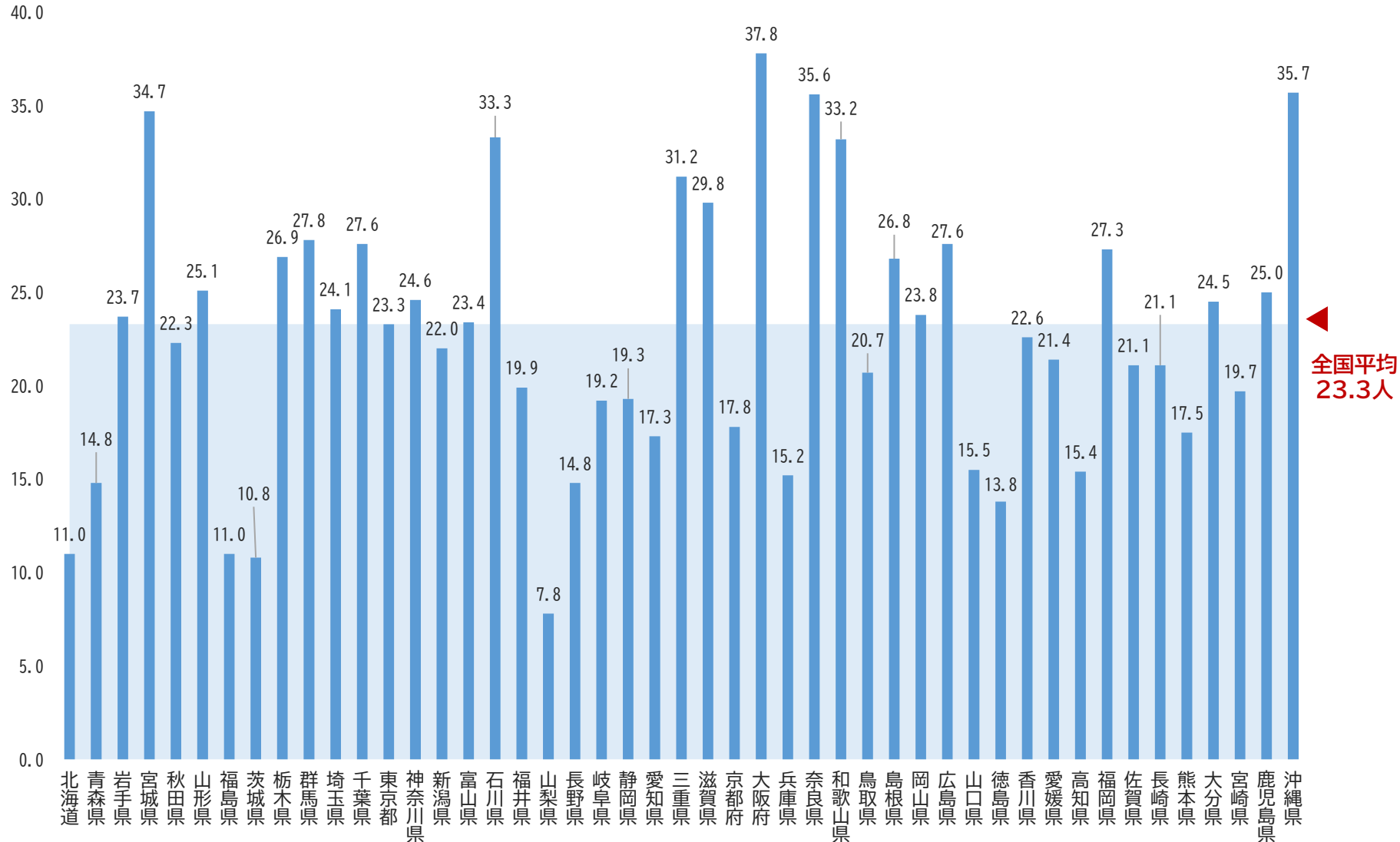
※ 下段は、不登校生徒数に対する割合。

※ 「個別の配慮（障害（疑い含む）以外）についての求めや相談があった。」は、障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援以外の個別の配慮を指す。

高等学校における不登校の状況について

1,000人当たりの不登校生徒数

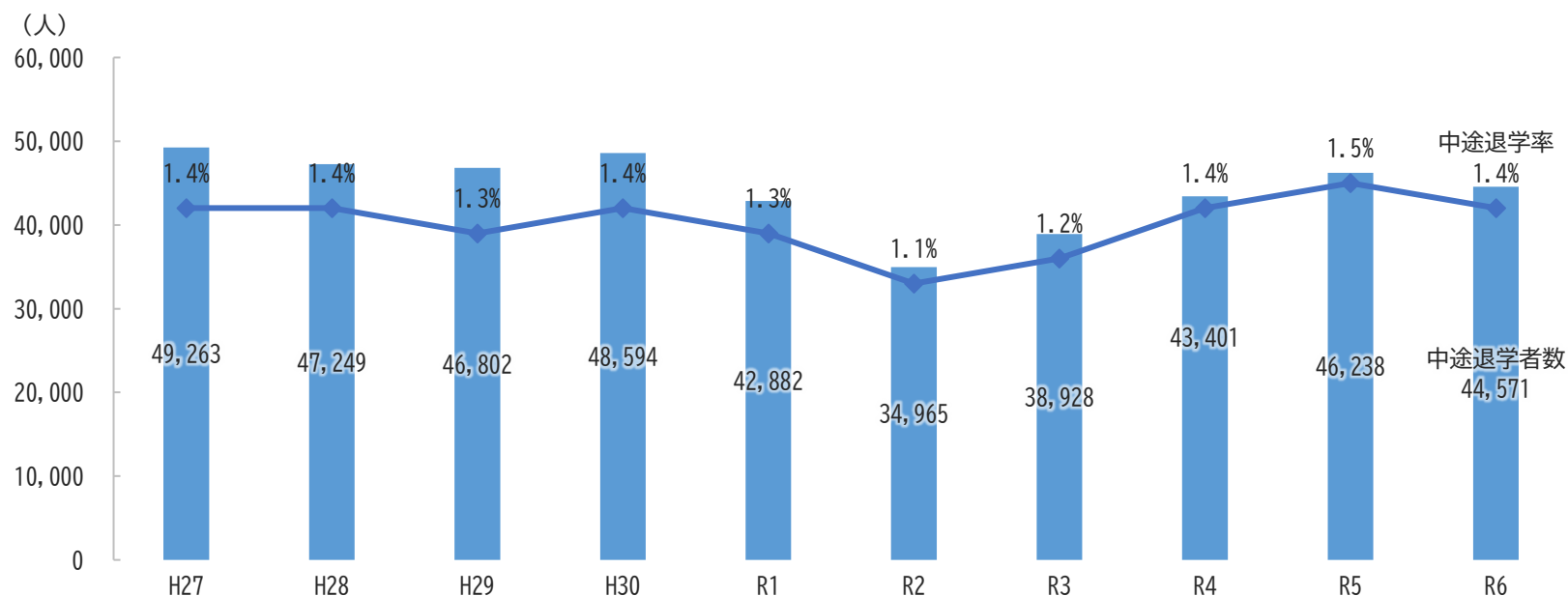
(人)



高等学校における中途退学状況について

- 高等学校における中途退学者数は44,571人(前年度46,238人)であり、中途退学者の割合は1.4%(前年度1.5%)であった。

中途退学者数及び中途退学率の推移



事由別中途退学者数

※中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合。

	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更	病気が・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他
R 4	2,600 6.0%	14,253 32.8%	19,055 43.9%	2,107 4.9%	617 1.4%	1,424 3.3%	1,196 2.8%	2,149 5.0%
R 5	3,124 6.8%	15,804 34.2%	19,087 41.3%	1,971 4.3%	567 1.2%	1,333 2.9%	1,527 3.3%	2,825 6.1%
R 6	2,814 6.3%	15,618 35.0%	18,505 41.5%	1,799 4.0%	549 1.2%	1,306 2.9%	1,506 3.4%	2,474 5.6%

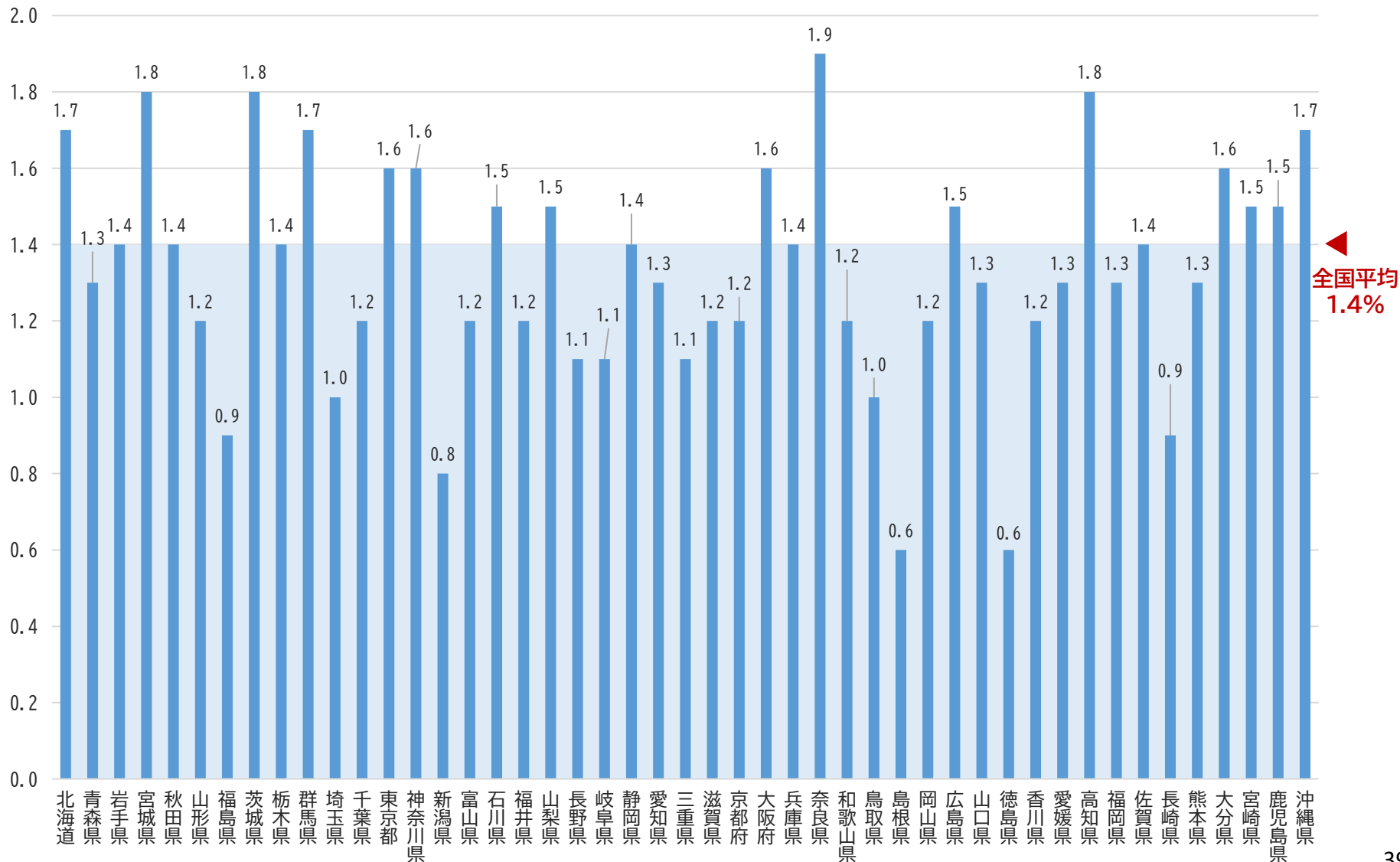
※中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択したもの。

※上段：人数
下段：中途退学者に対する割合

高等学校における中途退学状況について

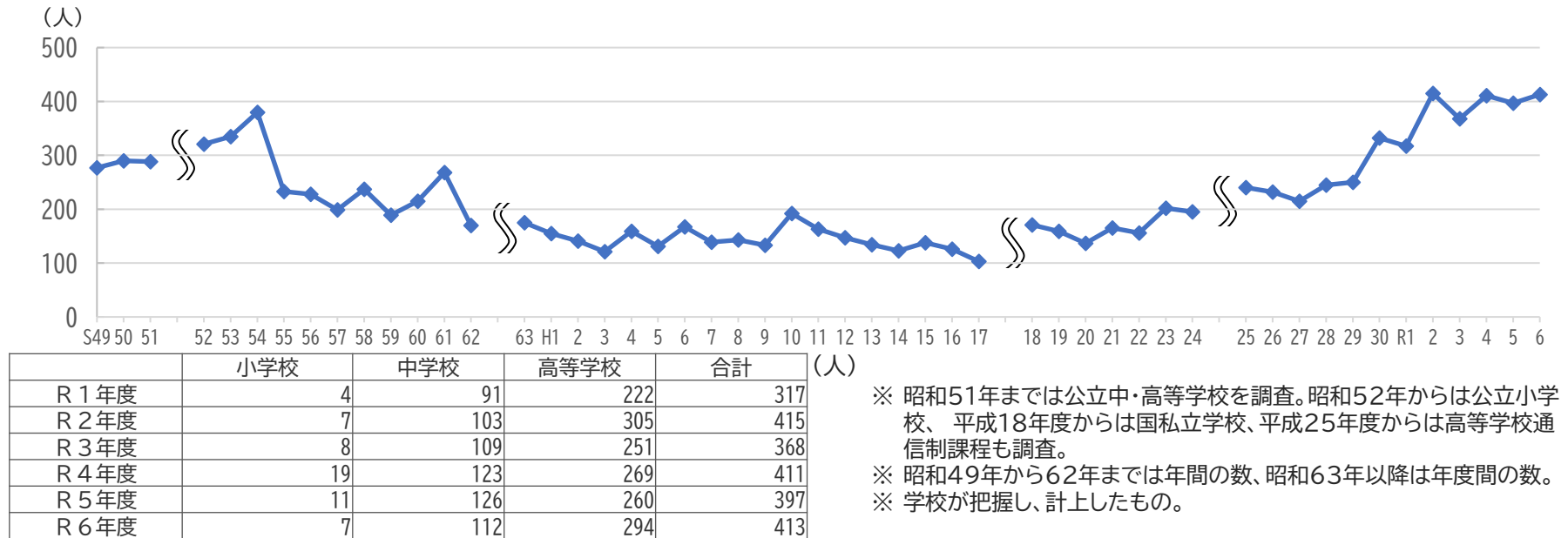
都道府県別の中途退学率

(%)



自殺の状況について

- 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は413人(前年度397人)であった。



自殺した児童生徒が置かれていた状況（複数回答可） (人)

	小学校	中学校	高等学校	合計
家庭不和	1	16	29	46
進路問題	0	17	18	35
父母等の叱責	0	8	15	23
友人関係（いじめを除く）	0	10	17	27
精神障害	0	10	48	58
学業等不振	0	11	9	20
えん世	0	7	19	26
病弱等による悲観	1	3	6	10
恋愛関係での悩み	0	2	19	21
いじめの問題	0	4	4	8
教職員との関係での悩み （体罰、不適切指導を除く）	0	1	1	2
教職員による体罰、不適切指導	0	0	1	1
不明	5	65	164	234
その他	1	8	17	26

令和6年度の警察庁の統計数値との比較 (人)

	警察庁調査	文部科学省調査	差
小学校	11	7	4
中学校	155	112	43
高等学校	362	294	68
合 計	528	413	115

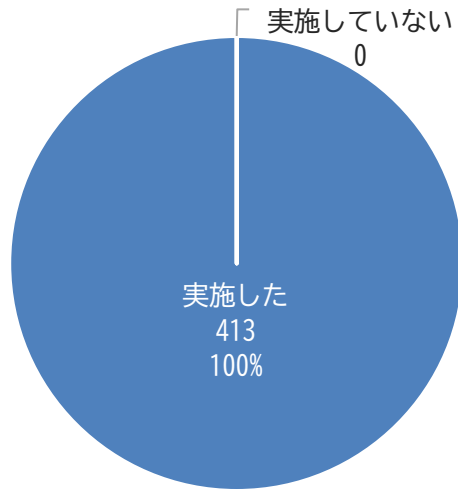
- ※警察庁調査、文部科学省調査とも年度間の自殺者数。
- ※警察庁調査における、令和7年1月～3月までの数値は暫定値。

自殺の状況について

- 令和6年度調査で小・中・高等学校から報告のあった事案について、基本調査は全件実施された。
- 詳細調査の実施件数(いじめ重大事態調査で代替したものを含む。)は、23件(5.6%)であった。
- 詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数は300件であり、全体の72.6%であった。

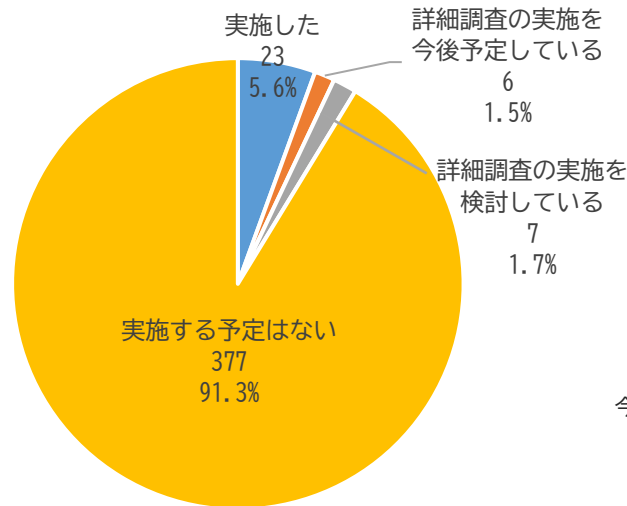
■ 基本調査の実施件数

(件)



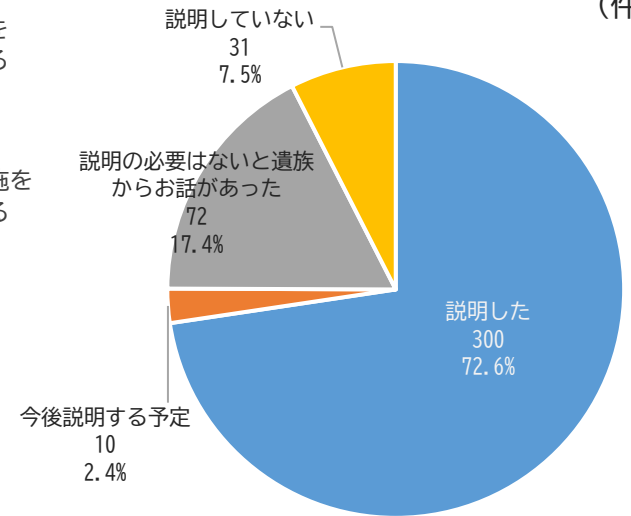
■ 詳細調査の実施件数

(件)



■ 詳細調査について、制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数

(件)



※基本調査:自殺又は自殺が疑われる死亡事案について、事案発生(認知)後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査
 ※詳細調査:基本調査等を踏まえ必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行う、より詳細な調査
 ※いじめ重大事態調査で代替した調査を含む。

文部科学省及びこども家庭庁の令和8年度概算要求等における主な取組

課題の早期発見や支援のための教育相談支援体制の充実 (95億円(前年度予算額86億円)) ※()内は令和7年度予算

- スクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)の配置充実
 - ・ 基礎配置: (SC) 全公立小中学校、(SSW) 全中学校区への配置
 - ・ 課題※1に応じた重点配置: (SC) 11,800校(11,300校)、(SSW) 11,500校(11,000校)
※1: (SC・SSW) いじめ・不登校対策、虐待対策、貧困対策、(SSWのみ) ヤングケアラー支援
- 24時間子供SOSダイヤル: 子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施
- SNS等を活用した相談事業: SNS等を活用した相談体制構築のための支援
- 一人一台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進※2
※2: 学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)における、一人一台端末を活用した児童生徒の学校生活を支援するツール(例: 児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、支援するツール)の整備に必要な経費を踏まえて地方財政措置

不登校対策COCOLOプラン関連事業 (120億円(95億円)※内数を除く)★

①不登校の児童生徒全ての学びの場等を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

- 学びの多様化学校の設置促進 2億円(1.4億円)
- 校内教育支援センター支援員の配置 13億円(4億円)
- 教育支援センターのアウトリーチ支援体制の強化 2.5億円(0.7億円)
- メタバースを活用した不登校支援に関する実証研究 1.3億円の内数(1.3億円の内数)
- 多様な学びの場、居場所の確保等
 - ・ 不登校児童生徒支援協議会の設置 0.1億円(0.1億円)
 - ・ 高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究 1.4億円の内数(0.8億円の内数)
 - ・ 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業 1億円の内数(1億円の内数)
 - ・ 不登校対策等の効果的な活用の促進に向けた調査研究 0.3億円(1億円(R6補正))
 - ・ 幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究 0.4億円(新規)
 - ・ こどもの居場所づくり支援体制強化事業 4億円(4.3億円(R6補正))(こども家庭庁)
 - ・ こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業 6.6億円(8.8億円)(こども家庭庁)
 - ・ 地域における不登校のこどもへの切れ目のない支援事業 2.8億円(2.6億円(R6補正))(こども家庭庁) 等

②心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

- 「チーム学校」による早期支援を推進
 - ・ SC・SSWの課題に応じた配置の拡充(再掲)
 - ・ こどもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究 0.8億円(新規)(こども家庭庁)
- 一人で悩みを抱えこまないよう保護者を支援
 - ・ 不登校児童生徒の保護者等への相談支援体制強化 2億円(1.5億円(R6補正)) 等

③学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善(子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現)
 - 快適で温かみのある学校としての環境整備 等
- ※こども家庭庁の取組は、★部分の予算額には計上していない。

文部科学省及びこども家庭庁の令和8年度概算要求等における主な取組

いじめ防止に向けた総合的な対策

(141億円(130億円)の内数)★

①未然防止

- いじめ未然防止教育のモデル構築推進 0.1億円(0.3億円)
- 「特別の教科 道徳」の着実な実施などによる道徳教育の充実 42億円(43億円)
- 社会総がかりでこどもの悩みを受け止める全国フォーラムの実施 1.1億円(新規)(こども家庭庁)

②早期発見・早期対応

- 一人一台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進(再掲)
- SC・SSWの配置充実(再掲)
- 地域全体で取り組むこどもの悩み相談モデル事業 5.5億円(新規)(こども家庭庁)
- 首長部局によるいじめ解消モデルの全国展開事業 0.6億円(新規)(こども家庭庁)

③いじめ重大事態への対応

- いじめ対応伴走支援チーム(仮称)のモデル構築による、個別のいじめ事案への対応等に伴走できる体制の構築 2億円(新規)
- 改訂版「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の周知
- いじめ調査アドバイザーの活用 0.1億円(0.1億円)(こども家庭庁)

※上記のほか、いじめ問題に関する行政説明やいじめ問題子供サミットを実施

※暴力行為の防止に向けても、前兆行動の早期発見を含めた暴力行為の未然防止、暴力行為が発生した場合の早期対応推進のため、上掲の予算事業を推進。

児童生徒の自殺対策

(96億円(87億円)の内数)★

①自殺予防に資する教育や普及啓発

- 「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」の開催(R8:10箇所予定)
- こどもの自殺対策の推進に資する広報啓発活動 0.4億円(0.4億円)(こども家庭庁)

②自殺リスクの早期発見・早期対応

- 医療及び学校現場の連携による自殺対策の強化事業 0.3億円(新規)
- SC・SSWの配置充実(再掲)
- 一人一台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進(再掲)
- 法定協議会の効果的な運営に向けたモデル事業 1.8億円(新規)(こども家庭庁)
- こどもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究(再掲)

③事後対応

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂
- 詳細調査報告書等の収集、こどもの自殺の要因について政府全体での多角的な分析への活用
- こどもの自殺の要因分析 0.2億円(0.2億円)(こども家庭庁)

※こども家庭庁の取組は、★部分の予算額には計上していない。